

1. 議事日程第4号

(平成19年第1回大口町議会定例会)

平成19年3月15日

午前9時30分開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	鈴木喜博
5番	木野春徳	6番	齊木一三
7番	倉知敏美	8番	寺澤正和
10番	宮地計年	11番	酒井久和
12番	伊藤錦邑	13番	吉田正輝
14番	河合唯敏	16番	大森道弘
17番	高橋歳治	18番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

15番 安藤桂

4. 欠員(1名)9番

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鏐	助 役	社本 一 裕
教育長	井上 辰 廣	政策調整室長	佐藤 義 則
総務部長	森 進	健康福祉部長	水野 正 利
環境建設部長	山田 三 夫	会計室長	前田 劔 吉
教育部長	鈴木 宗 幸	政策調整課長	近藤 則 義
行政課長	馬場 輝 彦	企画財政課長	大森 滋
福祉課長	村田 貞 俊	こども課長	鈴木 一 夫

保 育 長	稲 垣 朝 子	保 險 年 金 課 長	吉 田 治 則
環 境 經 済 課 長	近 藤 定 昭	学 校 教 育 課 長	江 口 利 光

6 . 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名

		議 会 事 務 局	
議 会 事 務 局 長	近 藤 登	次 長	佐 藤 幹 広

開議の宣告

副議長（柘植 満君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

安藤議長より欠席の届け出が出ておりますので、地方自治法第 106条第 1 項の規定により、私が議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

副議長（柘植 満君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

河合唯敏君

副議長（柘植 満君） それでは、河合唯敏君。

14番（河合唯敏君） 改めまして、おはようございます。14番議席の河合でございます。副議長さんの御指名をいただきましたので、通告に従いまして3点にわたって質問をさせていただきます。

私もいろいろお世話になりましたが、ここに立つのもきょうが最後だと、こんなふうに思って質問をするわけですので、ひとつよろしく願いをいたします。

さらにまた、質問が総務部に偏ったわけですが、特に総務に遺恨はございませんので、よろしく願いしておきます。

それではまず第1番の、庁舎の階段に手すりをということですが、私も専門家ではございませんのでわかりませんが、うちの階段の手すりはちょっと高く、その上に鉄のアーチがついておりますけれども、あそこまで手を上げてとまるということは大変なことで、一つのアクセサリじゃないかなあと、こんなふうに私は見受けておりますけれども、こうしてお世話になって8年間、ほとんど私は階段を利用して今日に至りました。8年前は気にもせずにかばんを提げてとことことここまで上がってきましたけれども、ここに来て、本当に手すりの必要性を痛感するようになってまいりました。

若干発言が他にそれますけれども、今年の2月27日に丹羽広域事務組合の3月の定例議会がございまして、ちょうどこの朝、腰痛を起こしまして、一時は議長さんに連絡をとって欠席の届け出をしようかなと、こんなふうにも思いましたけれども、職務を放棄してはいかんということで、何とか無理をして丹羽消の方へ出ていきました。やっぱりあその階段も手すりをご

ざいませぬ。まだうちの階段は若干手を上げれば最後までとまっていけますけれども、丹羽消の階段は最後の3段ぐらいのところは壁が高くて、どこもとまるところがありません。本当に難儀をして、常々思ってこんな質問をさせていただいたわけでございます。

うちの庁舎は申し上げるまでもなく、エレベーターも設置をされておりますけれども、本当に緊急時なんかには、みんながそろって2階から駆けおりるとき、こんなときには、私は手すりがあった方が事故の防止にもなるんじゃないかなあと、こんなふうに思いますけれども、人に優しい町の庁舎として、ぜひ手すりをつけるべきだと思いますけれどもいかがですか、お伺いをしたいと思います。

次に、消防団の組織についてでございますけれども、最近、町内に火災が発生をしますと、その後で話に出るのは、どこの地区でもですけれども、消防団員が一人もいなかったとか、うちの消防車が出動もしなかったとかいう話が出てまいります。言うまでもなく、こんな御時世でございますので、そんなことを望むことが無理なことだと、こんなふうに思います。

私ごとですが、うちの孫も学校へ行っていたころ、消防団員になって一生懸命訓練にも出、また非常時の出動もやると、若干の手当がいただけるということで、本当にまじめに消防を務めてきましたけれども、昨年の春から社会人になってきますと思うようにならん。夜は暗いうちから出て行って、暗くなったら帰ってくると、こんなことで、名前を消防団に置いておるだけで御無礼ばかりしておるというのが、私のうちのことを見てもそんな状況でございますけれども、消防団を統一される団長さん、副団長さん方は、今の消防団員を本当にあれだけ把握して、立派な統率のとれた訓練をし、観閲等々を立派にやっていただいております、お互いに職につくと、立派な観閲がやりたいとは望むところではあるわけですが、どうもそればかりでは今後の自主防衛、消防業務が滞りなく進んでいくというふうには、ちょっと思えないように思います。

そこで、ある程度年齢の切り上げをする。まだまだ60年定年でやめられても元気な方は大勢見えますので、そこらあたりのことを取り入れた組織がえを一遍考えるときではないかなあと、こんなふうに思います。この自治防災組織とあわせて、消防関係等々も強固なもののできたらなあと、こんなことも思いますけれども、一遍そこらあたりの見解をお伺いしたいと思います。

次に、3番目の分散している行政の窓口を一カ所にとということで、ちょっと私の通告がまずかったのか、そこらあたりがわからなかったようでございますが、私の言わんとするところは、ここに庁舎があって、そして向こうの「ほほえみ」の方に福祉関係の事務局があり、また社会教育がプールの上にあると。教育委員会は福祉会館の2階にあるということで、それぞれ窓口が分散をしておいて、これは受け売りの一般質問ですけれども、このごろも前議員で老クの会長である中野さんとも話をしておったんですけど、みんながここへ間違ってきては聞いて、え

らいみんな怒っていくんで、ぜひひとつもとへ戻してもらわないかんぞよと。一遍おまえ聞けよというような話もありまして、こんなこともお尋ねをするわけでございます。

確かに、ここで私もお世話になっておると、あの課のことはあそこへ行けばいいなということもあって行く。また、他の施設もわかりますけれども、よそから来た人が、さあ、あっちへ行っているらしい、こっちへ行っているらしいということでは、苦情が出るのも無理はないだろうなあと、こう思います。さらにまた、やっぱり職員、事務は一カ所にまとめて、町長さんがしっかり統括をしてもらうということが一番私はいいいことだと思います。

これも私ごとですけれど、私もお世話になったとき、役場の庁舎が狭くて、土地改良だけは、元の西の赤い屋根の中で数年仕事をしましたけれども、何となく庁舎の中の人と外の人との気持ちというのは何かちょっと、職員を見ておっても、いまいち変わったところがあったかなあと、そんなことを反省しつつ、仕事を見ておるわけでございますけれども、町も立派な大口町の中学校の建設に着手をせられて、大変なことだろうと思いますけれども、一時は市町村の合併と、そんな問題もあって、そんなことの見解も、遠のいておったわけですが、若干、そんな市町村合併の声も遠のいて来たように思います。大変だと思いますけれども、一日も早くこの庁舎に増築なりをしていただいて、今、外でやっている仕事が全部ここでできるようにすべきだと思いますけれどもいかがですか、お伺いをいたします。

以上3点について質問をし、回答を待って再質問をさせていただきます。

副議長（柘植 満君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、河合議員の御質問にお答えをしてみたいです。

日ごろよりお感じになっている数点を御質問いただいたと、こういうふうに考えます。

庁舎階段への手すりの設置について及び行政の窓口の集約につきましては、総務部長から後ほど回答をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

消防団員の組織についてお答えをしてみたいです。

平成18年度の建物火災の発生件数は12件で、火災の大変多い年であったように思っております。平成19年はきょう現在まで発生しておりませんが、町及び消防署、並びに大口町消防団としましては、火災が発生しないように、「春の火災予防運動」など、その啓発に努めておるところでございます。

消防団員は平均年齢28.5歳で、条例定数の97人に対し、現在78人の団員数であります。任命要件としましては、町内に居住する18歳以上の者で、かつ身体が強健で、その志がしっかりしている者が団員となることができます。したがって、その構成は、会社員、自営業、学生など、分団ごとに異なっております。火災が発生しましたときの時間帯によっては、議員御指摘のと

おり限られています。しかしながら、こうした状況となりましても、各分団が連携し、残火処理時の人的応援や資材の提供など、相互の共通認識のもとに活動ができておりますので、大変心強く感じております。

団員の確保につきましては、団員で構成する委員会で消防団を紹介するパンフレットを作成し、分団みずからが団員募集のチラシを手がけ、配布するなど、消防団として、あるいは分団として、団員を勧誘する努力をしております。

また、町としましても消防団の意向を尊重し、区長会への協力依頼、さらには町広報紙やホームページへの掲載など、消防団活動が地域への貢献となり、団員一人ひとりのやりがい、あるいは達成感につながるように、鋭意努力をしております。

また、自主防災組織につきましては、平成18年度は各行政区単位で、消火訓練や災害時の炊き出し訓練、さらには救命講習会の参加や、あるいは防災講演会の開催など、防火対策だけでなく、災害対策を含めた自主的で幅広い活動が実施されてきました。

町としましては、この自主防災組織の活動と、消防団の活動がそれぞれの立場でその役割を担い、またあるときは協力や補完ができるように、ゆるぎない地域の存在になるよう醸成されていくことを望んでおる、こういうことでございますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

副議長（柘植 満君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

それでは、河合議員さんからの庁舎の階段への手すりの設置に関する御質問及び行政の窓口の集約に関する御質問につきまして、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、庁舎の階段への手すりの設置についての御質問であります。

庁舎の2階及び3階部分については、窓口事務のない部署、あるいは窓口事務の少ない部署を配置いたしております。また、御質問の中にもありましたように、庁舎にはエレベーターも設備されており、階段の吹き抜け側には手すりも設置がされております。こうしたことから、これまで庁舎階段への手すりの設置に関する要望等につきましては、特になかったというのが現状であります。御質問にあるような要望が今後とも寄せられるようであれば、手すりの設置につきましても検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、行政の窓口の集約に関する御質問についてお答えさせていただきます。

御質問の趣旨としては、庁舎の増改築により窓口の集約を図るといふものと理解をいたしておりますが、平成19年度におきましては、南小学校の校舎の耐震補強の調査を開始したいと考

えており、順次、小学校の校舎の耐震にも取り組んでいく必要があると考えております。このため、小学校の耐震補強等のための予算につきまして、今後相当の額が必要になるものと考えております。

また、庁舎につきましても、平成17年度において庁舎建物詳細診断を実施するとともに、耐震補強のための基本設計等を平成19年度の予算においてお願いしているところであり、今後大規模な庁舎の補修を行っていくことになるものと考えております。このようなことから、庁舎の増改築につきましては現在のところ考えてはおりませんので、御理解をお願いいたします。

しかし、御指摘のように、申請手続等の内容によっては役場庁舎の窓口だけでは終わらない場合もあり、住民の皆さんにお手数をおかけしておりますが、今後も引き続き広報やホームページにおいて、必要な手続の情報及び手続を行う窓口の内容につきまして十分周知をさせていただくとともに、この窓口の集約化の問題に関しましては、今後、総合的に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

(14番議員挙手)

副議長(柘植 満君) 河合唯敏君。

14番(河合唯敏君) それぞれ御回答いただきましたので、少しだけ再質問をさせていただきます。

まず、部長から答弁をいただきました庁舎の手すりの件です。おっしゃるとおりに2階、3階には高齢者等は上ってこないと、また一般の人の来ないところがおいてあるからということですが、今お話のように、吹き抜け側の手すりといったら、ちょっとあれは位置が高い。先ほども申し上げたように、どこの病院に行っても、今、手すりというのは腰骨のあたりにつけてみえる。バリアフリーで一般のうちでもつけてみえるが、あそこまで手を上げて物を持って上っていくということは、恐らく若い人は苦にならんと思うけれども、我々ある程度年をとってくると非常に不都合を感じる。したがって、そういうものがつけてあるから、あるいはエレベーターがあるからということではなしに、緊急時にみんな上から駆けおりてくるときは危ないと思うんですね、あれだけの階段は。いろいろ御事情がありましようけれども、あれがあるからと言わずに、再度よく検討をしていただきたい。また、皆さんから声があったらということですが、声は今後ないかもしれませんが、やっぱり私は痛切に感じましたので、ぜひ設置を要望いたしておきます。

それから、消防団組織で町長さんから答弁をいただきました。これもそれなりの答弁だなあと思いましたが、実際の自主防災組織なんか区長さんを通じていろいろ段取りはしておっていただくが、最近は秋田の区はしっかりやっておっていただくようですが、おざなりで、区議員にそれぞれ役職を割り振って1年経過していくというのが本当のようでございます。

町の方から資機材をそれぞれ地区に交付をされて、安全を守っておっていただけると。本当にこういうものはどういうものがある、どう使えるかということは、先ほど申し上げたような定年になって、60%、70%の方はうちにおるなんていうような人で組織をつくって、少なくとも年に2回や3回ぐらいはそういう人が集まって、地域の防災について考えていくような組織づくりをしていかないと、ただ上辺ではやっております、見ております、炊き出しやりました、消化訓練やりましたで、一遍集まってやるといえば済むけれども、常時考えていくとなると私は組織だと思います。だから、そこらあたりも今後よく御検討をいただいて、少しでも皆さんが安心して住める町にしていったらなあ、こんなことを思います。

多分同じような答弁になると思いますので、要望だけ申し上げて私の質問は終わります。ありがとうございました。

木 野 春 徳 君

副議長（柘植 満君） 続いて、木野春徳君。

5番（木野春徳君） 皆さん、おはようございます。5番議席の木野春徳でございます。

副議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、北部中学校への北小学校移転についてのみ質問させていただきます。

平成15年3月に大口町立小中学校再編整備計画案が示され、同年6月に通学区域審議会へ、小学校の通学区域変更とともに中学校の統合化、さらに北小学校の移転について諮問がされました。

審議会委員より、各地域での懇談会開催の要望もあり、14回にわたる地区懇談会が開催され、アンケートの実施、直接住民の意見や提案を受け、同年11月に答申が出されました。

西小学校の通学区域である余野三丁目区域の北小学校への通学区域変更については、当該地域住民の意向を配慮して変更せず、現状のままとすることとなりました。また、中学校の統合化については、両校の小規模校としての弊害をなくし、新しい時代にふさわしい教育方針のもと、新しい教育環境を整備し、新たな学校づくりに取り組むため、現在答申に沿って教科センター方式の導入、300名余りを収容できるランチルームの設置など、全く新しい学校づくりが進められ、平成20年4月の開校に向け、着々と建設工事が進行しております。

さて、北小学校の移転については、「移転先を北部中学校とすることが町の財産を最も有効に活用できる方法であり、中学校統合化の完了後、速やかに移転を行うものとする」との諮問に対し、「具体的に検討する場合は、住民の意見を十分に取り入れた夢のある学校づくりを推進すべきである」との答申がされました。

現在の北小学校の校舎は町内小・中学校では最も古く、建築後既に41年が経過した部分では

かなり老朽化が進み、特にいつ発生するかわからない地震や天災から子供たちの安全を確保できない状態であり、4階建てによる不便さなどの問題も多く、また児童数や少人数学級などによるクラス数の増加などを考えた場合、学校敷地が狭く、現在の場所での建てかえや増築は不可能であると思います。そこで、統合中学校の開校後、早期に北部中学校への移転をすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

その場合、低学年用校舎の増築、プールなど施設の改修、移転のための準備期間などが不可欠であり、こうしたことを考慮し、移転時期を明確にして、地区懇談会などでも指摘をされた問題点の解決策や方針を住民の皆さんに十分説明し、理解を得るとともに、移転準備を進めていただきたいと思います。

また、移転した場合の北小学校跡地及び施設の活用について、現時点でのお考えをお伺いします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

副議長（柘植 満君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 木野春徳議員より、北部中学校への北小学校移転及び移転した場合の北小学校跡地の活用について御質問をいただきました。

議員御案内のとおり、北小学校におきましては昭和41年、47年、48年、49年にそれぞれ4分割で校舎が建設をされており、経過年数も30年から40年を経たものでございます。また、周囲が民家等に囲まれている上に、現在既に4階建ての校舎であり、児童数の増加による運動場の拡張の必要性も含め、同敷地の拡張及び建てかえ計画は非常に困難であると認識しているところでございます。

そのような状況の中で、教育委員会といたしましては、平成15年6月に通学区域審議会へ小学校の通学区域変更、中学校の統合化、そして北小学校の移転と大きく三つを諮問させていただきました。とりわけ北小学校の移転につきましては、「今後、具体的に検討を進める場合は、住民の意見を十分取り入れた夢のある学校づくりを推進されたい」という答申を受け、さらに附帯意見として、「住民のコンセンサス等のさらなる必要性を考慮し、今後の大口町の教育を考え、住民の理解と協力が得られるよう引き続き努力されることを希望する」と御指導をいただき、現在に至っているわけでございます。

さて、議員御質問の統合中学校の開校後、早期に北部中学校へ移転すべきではないかとのことでありますが、現在、統合中学校の建設につきましては、平成20年4月の開校に向けて、学校との連携も図りながら、ハード面及びソフト面において鋭意進めているところであります。統合後の北部中学校の利用についても、なるべく早い機会に答申に沿った方向性の中で努力していくことが肝要かと考えているところであります。

そのような中で、文部科学省では先月の2月に2,524億円の補正予算が確保されたという報道がございました。特に学校施設等の耐震化及びいじめ問題への対応といった必要性・緊急性の高いものを重点的に展開していくという補正予算の内容であります。教育委員会といたしましても、今後、国の方針を踏まえ、子供たちの安全を最優先し、校舎の耐震補強に重点を置き、北部中学校への北小学校移転も含め、南小学校の耐震補強、続いて西小学校の耐震補強と、学校の耐震整備を第一に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、北部中学校へ移転した場合に、北小学校跡地及び施設の活用についてであります。生涯学習の基盤整備を重点的にとらえて、総合計画など大口町の将来を考えたまちづくり、あるいは人づくりを一体として構想していくことが有効であると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、北部中学校への北小学校移転及び北小学校の跡地活用につきましては、通学区域審議会の答申を尊重しつつ、議員皆様の御理解、そして住民のコンセンサスを得ながら、より多くの御意見に耳を傾け、早期計画に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、格段のお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

(5番議員挙手)

副議長(柘植 満君) 木野春徳君。

5番(木野春徳君) それでは、再質問をさせていただきます。

北小学校の移転については、答申に沿った形でということであれば、基本的に北部中学校へ移転がされるものと理解をいたしました。ただ、移転時期が答弁されておりませんので、移転時期については今時点で明確にすることはできないということであると思います。ただ、時期を明確にできないということであれば、移転に向けた計画、さらに今おっしゃいました南小学校、西小学校の耐震補強などとともに、当然必要な財政面にも考慮した、改めて全小学校の整備計画を19年度中くらいには策定をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、再度お伺いいたします。

また、跡地利用については、生涯学習の基盤として活用ということではありますが、当然地域住民の方や多くの町民の皆さんの意見を十分吸い上げ、有効に活用できるような方策を、具体的な段階になったら検討をしていただくようお願いをしたいと思います。以上です。

副議長(柘植 満君) 教育長。

教育長(井上辰廣君) 第2回目の質問で、計画の時期を示してほしいということでございます。

現在、統合中学校の建設が進んでおります。町を挙げての大変大きな事業を進めているところでございます。これが19年度中にめどがつくというような現在見通しを持っておりまして、

先ほど議員御指摘がありましたように、平成15年の3月に小・中学校の再編の整備計画というものを示させていただきました。何度か修正版も出ておりますけれども、これを早速19年度中に整理をしましてお示しがしたいなあと、こういうふうを考えているところでございます。

先ほど総務部長さんから御回答がありましたように、平成19年度に南小学校の耐震診断という予算を現在お願いしておりますが、町の方針として、子供たちの安全を最優先に考えていくというような方針をいただいております、これに従いまして、教育委員会としてもなるべく早い機会にこの計画を示してまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。

なお、北小学校の跡地の活用につきましても、議員御指摘がありましたように、多くの皆さんの意見を聞きながら進めていくという基本方針でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

(5 番議員挙手)

副議長(柘植 満君) 木野春徳君。

5 番(木野春徳君) 小学校の整備計画を、改めて19年度中に策定ということをお聞きしました。早期計画を立てられた以上は、きちっと計画に沿った形で進めていただきたいと思います。

最後になりますが、北小学校は大口第二尋常高等小学校として明治40年に開校され、非常に長い歴史があります。多くの卒業生や先生方、またさまざまな立場で学校に携わってこられた方が今でもたくさんおられます。そうした方たちも含め、特に地元の皆さんなどの、長年そこにあって当たり前の校舎や風景がなくなるというのは非常に寂しいもので、私もその一人ではありますが、しかし、時代の流れとともに施設面や安心・安全に対する問題も発生し、さらに町の財産の有効活用などを考えたとき、速やかに北部中学校へ移転させることが最良の方策であり、これからも子供たちにとってよりよい教育環境を整備するために、行政・議会、さらに地域の住民の方たちがともに連携して協力し合い、なお一層の努力と知恵を出していかなければならないと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

吉 田 正 君

副議長(柘植 満君) 続いて、吉田正君。

1 番(吉田 正君) 副議長の御指名がございましたので、大きい項目で4点ほどでございますが、質問させていただきます。

まず、国民健康保険の資格証明書の発行をやめよという問題であります。

まず第1点目。資格証明書の発行は昨年11月27日現在で37世帯、短期保険証は114世帯に上っているということが昨年の12月議会でも明らかになりました。どんな基準でこの短期保険証

と資格証明書が発行されているのか、まずお示しをいただきたいと思います。

2点目であります、資格証明書発行世帯では一度も医者に行っていない、そういう実態も12月議会で明らかになりました。要するに、医療機関に行った際に10割負担をしないとお医者さんにかかれない、これが資格証明書の持つ意味でございます。過去の医療経過等を調べ、治療が中断されている実態というのはないのか、資格証明書が発行されている世帯について、そうしたことを調べるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

3点目ですけれども、資格証明書が発行されるようになって滞納世帯が減ったのかという問題ですが、本会議の中でも、滞納世帯は減らない。減らないどころかふえつつあると、これが実態であるということもこの3月議会でも本会議の答弁でなされております。医療機関の窓口で10割負担をしなければならないということになれば、実質的に保険証が使えない状態があるわけです。こういうことを続ければ続けるほど、余計に国保税を払わない世帯が増えてくるんじゃないかなあというふうに思います。

これは政令市である福岡市がNHKで取り上げられておりました。この特集番組も2回、3回と繰り返し行われております。この番組を見ますと、今まで治療を受けていた方、治療を受けなければならない方も、保険証がもらえないもんだから治療を中断している、そういう実態もこの中で報道がされておりました。このNHKの特集番組の追及などによって、また自営業者の団体の皆さん方もこの番組の中に出てきておりましたけれども、そうした方々の運動などによって資格証明書の発行をこれからはやめていくんだと、そういう表明が福岡市の方では行われておりました。私は、資格証明書を発行することによって、本当にそのメリットがあるのかないのかということ、メリットはほとんどない、私はこういうふうに思います。ですから、資格証明書の発行は少なくとも取りやめるべきだと思いますが、町長の見解を求めておきます。

それから障害者自立支援、このサービスの負担を独自で軽減せよという問題であります。

昨年の3月まではほとんどの人が、障害者自立支援の、以前は支援費と言っておったわけですけれども、支援費の制度まではほとんどの人が負担はゼロだったんですね、給食費もゼロだった。こういう状況だったんですが、実は昨年の4月から障害者自立支援法という法律が施行されてどうなったかといったら、ほとんどの人が負担をしなければならない、こういう状況にもなってきたわけです。しかも、その方の障害が重ければ重い人ほどたくさんサービスを受けなければなりませんから、たくさん負担をしなければならない、こういうことになってしまったのであります。まさに生きるためのサービスの保障というのは、お金がなければ保障は買えないという状況に今なっていると思います。これはまさに受益者負担の考え方でありませうけれども、障害者の方々のサービスの中にこの受益者負担の考え方が正しいというふうに思ってい

らっしゃるのかどうか、この点についても町長の見解を求めます。

それから3点目です。介護保険の利用料や保険料の軽減の問題であります。

私もこの3月議会の冒頭で、平成19年度の施政方針、酒井町長が発表されましたけれども、これを聞き、また後から文章が配られ、その内容を見て非常に驚いたわけでありまして。この方針の中には、住民が何を願い、その願いにこたえるという姿勢が、この施政方針の文章の中からは本当に見られない、こういう印象を私は持ったのであります。

「地方分権」という言葉がちりばめられておりますけれども、それは自分の思いを町民に押しつけ、その実現のために従ってくださいというような流れであると思います。また、「失われた10年」という言葉が出てくるわけでありましてけれども、これは国や地方自治体の債務・借金がふえていった、そういう問題等々を施政方針の中では指摘をしておられますけれども、しかし、住民の中には格差と貧困があるということを忘れてはならないと思いますが、そうした文言も残念ながら出てこない状況であります。

今、年収が200万未満の世帯がどんどんふえていっている、また貯金がない世帯は25%に達するような状況です。4世帯に1世帯は貯金がない、こういう世帯も今ふえていっております。例えば4人世帯で年収200万円ですと、これは生活保護基準以下の生活をしておられるということになると思います。例えば最低賃金、愛知県の最低賃金は今平均すると694円でしたかね、約700円ぐらいだと思うんですが、時給700円だとして、年収200万円を稼ごうと思うとどうということになるのかというと、およそ3,000時間ぐらい働かないと200万円には到達しないんですね。一般的に年間の労働時間というのは2,000時間と言われておりますので、所定内の労働時間、これの約1.5倍ぐらい働かないと年収200万にも到達しない、こういう状態であります。

また施政方針に戻るわけですがけれども、この施政方針の中には「福祉」という言葉、文字が一つもない、これにも私は驚かされたわけでありまして。近隣と比べても、非常に豊かな自治体だと大口町は言われております。何にも特徴がないというようなぼやきも、幹部職員の中から出てくるありさまでありますけれども、しかし私は、福祉の充実こそが大口町の最大の特徴になり得るものではないかなあというふうに思うのでありますけれども、酒井町長の御見解を伺っておきます。

また、この施政方針の最後の方になってくるわけですがけれども、「今を見直し、持続できるあすの大口町を築く」、こういうキャッチフレーズが入っておりますけれども、今を見直すべきものは、やはり酒井町長の政治姿勢そのものではないかと思えます。

次の問題ですけれども、介護保険等々のサービスを受ける際、これは私も立ち会ったことが何度もあるものですからわかるんですけれども、ケアマネジャーさんから何を一番最初に聞かれるのかということなんです、障害がある方が、またその家族の方が。それは何かというと、

「幾らまでならあなたは払えますか」ということを聞かれるんです。まず聞かれることはそうなんです。どこが御不自由ですかとか、そういう話ではないんですね、幾らまでなら払えますかということが聞かれるんです。これは本当に寂しい質問だというふうに私は思います。

介護保険が平成12年から始まって、こういうサービスが始まって助かったという人も本当にたくさんおられると思います。私の身の回りでもそういう声を聞いておりますし、町の社会福祉協議会なんかからもヘルパーさんを派遣してもらって、本当に親切にやってもらっているという声も私自身も聞いております。介護保険が始まって何年もたって、なれてきたというものもあるんですね、利用者側も、それからサービスを提供する側も。そういうこともあって、介護保険のサービスの中身そのものには十分に満足しておられる方も多いというふうには思いますが、しかし、幾ら払えますかということが先に出てくるというのが今の介護保険の問題点なんですね。本当なら、介護度に応じて一定の金額までサービスを受けることができるわけですが、しかし多くの人がある負担に耐えられないもんだから、まず幾らまで払えるのかという話になるわけです。私はこの実態をぜひ提出していただきたいということで一般質問の要求をしたわけですが、これを見せていただきますと、費用限度額に対する実際のサービスの利用割合、これは平均すると大体60%ぐらい、これは3年ぐらい前に同様の質問をさせていただいたときには50%を切っていた状態だったと思います。それから比べれば、実際にサービスを受けるメニューなどもふえてきたということもあるかもしれませんが、しかし、サービスを受ける割合というのはふえてきている。これは私はいいいことだということで、すばらしいことだというふうに思いますが、しかしなかなか限度額いっぱいまで利用するにはまだ至っていない現状があるわけです。これは幾ら負担できるのかということに最後は行き着く問題なんです。こうした観点からも、私は町独自の負担の軽減、これが介護保険料においても、また利用料においても必要ではないかというふうに思いますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

4点目、最後であります。

子供の医療費助成は無料にし、拡充せよという問題であります。

今、この子供の医療費助成制度というのは愛知県の制度と町の制度を上乗せした形で進められております。県の制度は4歳未満児まで、これを入院も通院も無料という形になっておりまして、そこに町の制度が8歳未満児まで拡大をして、通院も入院も3割負担のうちの1割負担をしなければならない、こういう形になっているわけでありまして。申請をしないとお金が返ってこないんですね。一々保険年金課の窓口へ領収書と印鑑と預金通帳を持っていかないとお金が返ってこない。それをねらっているのかもしれないというふうに私は疑いたくなくなってしまうんですね。申請しても本当にわずかな金額の場合が多いんですね、何百円という単位。例えば、

風邪などを引いた場合ですと、子供の場合だと、実際の医療費で払ったのは1,500円くらいかもしれないけれども、実際に返ってくるのは1,000円に満たない金額にしかならない。なかなか申請に行かない、こういう実態が私はあるのではないかなあというふうに思うんですが、本会議でもこの点についてはお尋ねをしたと思うんですけども、この実態を、きちんとつかんでいただく必要があるのではないかと思いますので、その申請実態をですね。社会保険の方については、とてもじゃないけれども大口町ではわかりませんが、少なくとも国保に加入しておられる方はどういう状況かということをお聞きしたいと思いますので、これについても実態をぜひ御報告をいただきたい。

それから、私は先ほども申し上げましたけれども、この制度というのは医療機関の窓口で負担がゼロだからこそ意味がある制度ではないかなあというふうに思います。ですから、県内では自己負担なしの自治体がほとんどなんですね。今度、県知事選挙も2月にありましたけれども、神田知事も小学校卒業するまで無料にしていきたいということもおっしゃってみえるんですね。これが大体愛知県内のおおよその動向ではないかなあというふうに思いますが、私は少なくとも1割負担はやめるべきだと。きちんと受給者証を発行して、それに基づいて窓口では負担をゼロにする、これが私はいいいのではないかなあというふうに思いますが、この点についてはどうでしょうか。

さらに、今、中学校を卒業するまで子供の医療費の助成制度を拡大するところが出てきていますね。最近ですと弥富市、これ合併しましたけれども、飛島村などは以前から中学卒業するまで無料にしていたわけですがけれども、最近ではそういった市のレベルでも中学校を卒業するまで無料にするという自治体も今どんどん出てきておりますけれども、なぜこうしたことが大口町にできないのか、またできるのか。できるのであれば、早急に私はやるべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、大きな項目4点でございますが、1回目の質問を終わらせていただきます。

副議長（柘植 満君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、吉田議員の御質問にお答えをまいります。

国保資格証明書の発行について及び子供の医療助成無料につきましては、健康福祉部長から後ほど回答をさせていただきます。

初めに、障害者自立支援サービスの負担軽減についてお答えをまいります。

障害者福祉については、措置から選択へと平成15年から大きく変わり、本町におきましても障害者サービス利用が大きく伸びてまいりました。

こうした状況の中で、平成18年10月より本格施行されました障害者自立支援法では、障害者

施策に係る経費について、国による義務負担化の明記、障害者の地域生活の重視、身体・知的・精神の3障害を同じ法のもとで一体化させたことは評価できることと考えております。このことにより、障害のある方々がそれぞれの能力に応じ、社会参加できるような地域社会を構築していく必要があると思っております。こうした地域や主体となる障害者福祉を推進するに当たりましては、各世代の負担も視野に入れ、公平性の観点から考えますと、サービス料に係る負担の適正化を図る必要があると考えておりますので、受益の大きさに応じて利用者負担をお願いしなければならないと考えます。

自立支援法では、利用者負担について、定率負担、実費負担のそれぞれに低所得者の方々に配慮した軽減が講じられております。さらに、激変緩和対策として、平成19年、20年度軽減が図られます。町としましては、町が行う地域生活支援事業について、この激変緩和対策に準ずる負担上限額の単独軽減策を行い、従来の4分の1に軽減してまいりたいと考えています。

続きまして、介護保険の利用料や保険料の軽減についてお答えをしております。

これまでの福祉制度は、経済成長を背景に、国の指導・監督のもと、生活の中でさまざまな不安を取り除くことを目的として実施されてきました。しかし、国の800兆円を超える債務と経済社会基盤の構造変化、さらには少子・高齢者社会と人口減少により、社会福祉制度を根本的に変えなければなりません。また、社会環境の変化に伴い、ライフスタイルの変化と、お金という尺度だけでははかれない住民の多様な価値観が生まれてきております。このような社会環境の変化に対応するために、従来の福祉制度の考え方から脱却しなければならないと考えています。

住民に対して、責任を持って、大口町の状況や時代に即した継続可能な新たなる福祉を構築することが、まさに今求められていると考えております。個人や家族や住民同士が助け合いにより解決し、それでも解決できないとき、行政が支援するという考え方が必要ではないかと考えます。

次に、町独自の負担軽減についてお答えをしております。

平成12年度の介護保険制度開始より、介護認定を受けられた方々が適切な介護サービスを利用して生活の質を高めるためには、より身近な存在で支援の中心となる介護支援専門員の資質の向上を目的に、町独自で連絡会議を設置し、積極的に資質向上に努めてまいりました。このことから、大口町に事業所を設置している介護支援専門員は、介護認定者の心身の状況やニーズを的確に把握することに努め、ケアプランの目的をきちんと説明し、納得いただいた上で、適切なケアプランに基づいた介護サービスの提供をしておりますので、御質問にありますような介護認定者や御家族に対して、「幾らなら払えますか」という質問をすることはありません。

介護保険からの介護サービスを一概に限度額まで利用することが、介護認定者の生活の質の

向上につながるとは考えておりません。それぞれの介護状態に適切なケアプランに基づいた介護サービスを利用することが、介護認定者やその家族の生活の質の向上につながると考えております。経済状況により適切な介護サービスが利用できないということにつきましては、既に介護保険制度で高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給や、社会福祉法人の利用者負担軽減制度など、重層的な仕組みをつくり出し、支援を行っております。

さらに、大口町では介護保険の市町村特別給付から、介護用品購入費や、平成19年度から開始予定をしております介護保険在宅サービス利用支援費の支給、また福祉制度としての大口町の住宅の実情から、独自に住宅改修費の補助制度を実施しております。介護保険料につきましては、大口町独自に低所得者の方々に配慮した軽減措置を実施いたしております。

国の基本的な支援策に加え、大口町の実情に合わせた独自の支援策を行い、重層的に支援する仕組みを構築し、経済状況により適切な介護サービスが利用できないということのないように努めております。今後とも、介護認定を受けられた方々が介護保険事業計画の基本理念である、みずからの力とみんなの力で、だれもがいつまでも自分らしく暮らすことができるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

副議長（柘植 満君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、吉田議員の国保資格証明書等の発行及び子供の医療費助成についての御質問にお答えをしてみたいと思います。

初めに、国保資格証明書等の発行についてであります。

短期保険証及び資格証明書につきましては、国民健康保険法、国民健康保険法施行規則、また大口町国民健康保険税滞納者対策実施要綱などにより、特別の事情がなく保険料を滞納等している世帯主に対し、交付することになっております。大口町におきましては、短期保険証の発行は前年度の納付額が2分の1未満の方及び複数年度に滞納がある方に対し、交付いたしております。また、資格証明書につきましても、対象者には納税相談を通してお一人お一人の生活実態を聞くなど、一方的ではなく柔軟な対応をしております。

続きまして、資格証明書の発行世帯の過去の利用経過を調べるべきではないかとの御指摘につきましては、資格証明書を発行される前の病院等への通院履歴を調査しました結果、通院履歴が確認できましたのは5世帯のみでございました。

次に、資格証明書が発行されるようになって滞納世帯が減ったのかという御質問ですが、滞納世帯については確かに年々増加の傾向にあります。しかし、特別な事情もなく滞納している世帯に保険証を交付することは、納税の責任を果たしている方の納税意欲の低下を招くこととなります。短期保険証及び資格証明書の発行については、裏返してみれば納税勧奨の結果として評価できるのではないかと考えます。

最後に、NHKの一部報道をとらえての御質問であります。福岡市に問い合わせしましたところ、報道の誤りで、現在も資格証明書の交付を行っているとの回答でありました。

いずれにいたしましても、大口町としましては国民健康保険制度が互助制度の上に成り立っているということ、また公平性、受益と負担といった観点から、資格証明書の発行をやめる考えはございません。

続きまして、子供の医療費助成の拡充についてであります。

初めに、申請していない件数はいかにあるかについてであります。大口町には約80%以上を占める社会保険の加入者のデータがなく、また国保連合会から提供される国保分の給付受給者一覧表の中にも生年月日などのデータがありませんので、件数については把握できないのが実態であります。申請漏れがないよう、今後も引き続き広報やホームページを活用し、さらには保育園、学校を介して、乳幼児等医療費助成制度の啓発をしまいたいと考えております。

なお、窓口負担の件につきましては、申請により、その負担された金額の一部が返還される仕組みであり、役場の窓口は行政と住民の方のコミュニケーションの場となっておりますので、当面、現行制度を続けてまいりたいと考えております。

子育て支援にはさまざまな施策がありますが、現在の大口町の制度は、住民の方の声が聞け、住民の顔が見えるということから、町にとっても住民の方にとってもお互いに大いに意義があるものと考えます。こうしたことから、現在のところ、この乳幼児等医療費の助成制度を見直す考えはありませんが、愛知県が乳幼児医療制度の拡大に向け検討している状況もございますので、その動向を見守りたいと考えております。

副議長（柘植 満君） 会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時38分）

副議長（柘植 満君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

（1番議員挙手）

副議長（柘植 満君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず国民健康保険の資格証明書の問題でございます。

今御答弁を伺っておりますと、過去の医療経過を調べていただきたいということで、御答弁がありました。資格証明書が発行されている世帯の中の5世帯は、医療経過があったという御答弁でした。ですから、資格証明書が発行された後はお医者さんにかかっていらっやらない

ということは明らかですので、ということは、この5世帯の方の中には、本当は持病があってお医者さんに行かなければならない、そういう人であるにもかかわらず医者にはかかれない人が実際にはおられるということなんですね。この資格証明書という制度というのは大変ひどい制度と私は言わざるを得ない。このことによってもし命にかかわるようなことが起きたらどうするんですか、町として。

一応病弱者は除くというようなことが、多分資格証明書の発行する要綱の中には私はあると思うんですけども、しかしお医者さんに現にかかっておった人でも資格証明書になってしまっているという状況があるわけですので、今までそこまできちっと調べられていなかったということが今回の答弁で明らかになったんじゃないかなと思うんですね。ですから、本当に窓口において調べられて資格証明書が発行されておるのかというと、そうではなかったということのあらわれじゃないですか、これは。違いますか。ですから、こういった点でも、私は資格証明書の発行というのは問題だというふうにして指摘をしておかなければなりません。この点においては、町の方はどう考えているんですか。

それから、国民健康保険制度というのは国の負担、県の負担、町の負担、それから国民健康保険に加入しておられる加入者の負担、大まかに分けてこの四つが該当してくるわけですけども、殊に国の負担は1984年でありますから、昭和58年か59年ぐらいだったと思うんですけども、国の負担は45%から37.5%に当分の間削減するといって、あのときに削減したんですね。たしか中曽根内閣か何かだったと思うんですけども、私ちょっとそこまでの覚えはないんですけども、それからずっと国の負担というのは減らされ続けているんですね。当分の間と言いながら、当分の間が20年の余も続いているような状況が今あるということですね。

それからもう一つ問題なのは、愛知県の負担です。

愛知県の負担も、神田知事が知事になられる前は、加入世帯1世帯当たりになると、2,694円の負担を県はしておったようでありますけれども、今はどうかというと、これが10分の1程度の293円になっているそうであります。県の負担も大幅に減らされているんです。じゃあその分は一体だれが負担することになるのかというと、国も減らした、県も減らしたということになれば、今度は町と加入者ですね、そちらの負担がふえる、こういう状況に実はなっているわけであります。滞納世帯がふえるのは、負担がふやされるわけですので、納税意欲の低下以前の問題で、負担に耐えられない人が出てくるのは私は当然だと思うんですよ。ましてや雇業者、要するに会社で働いてみえるそういう人たちの中にも、社会保険もつくってもらえない人が今どんどん生まれている。そのことによって、国民健康保険に加入してこられる。そうした方たちの多くは、年収が500万も600万もある人ではなく、比較的収入の低い人が国民健康保険に加入してこられる実態があるわけですね。そうした中で、私は資格証明書の発行というの

は余りにも過酷ではないか。国は負担しない、県も負担をどんどん減らしてくる。そうした中で、払えないからといってそうしたペナルティーをかけるということ自体、私はこれは違法だと言わざるを得ない。こういう状況が今現実にあるわけですので、そこはよく見ていかなければならない。

ですから、自治体の中には、資格証明書を発行していない自治体もありますね。それは当然なんですよ。国も負担を減らして、県も負担を減らして、そのツケが加入者の人ばかりに押しつけられるような状況を見ておれば、払えないからといって資格証明書を発行するというのは余りにも忍びないということで発行していない自治体もあるんです。そういう点では、大口町の場合は、本当に冷たい行政ではないかなあというふうに思います。

医療を受けてみえた人が医療が受けられなくなった世帯が5世帯あった。このことも本当に悲しむべき問題ですよ。いま一度、この資格証明書を発行することはやめよと私は要求をしておきたいと思います。

それから障害者自立支援法の問題ですけれども、これは激変緩和策が平成19年度、20年度と設けられるということで、その負担は、今の町長の御答弁だと4分の1ぐらいになるだろうということでありましてけれども、仮に4分の1になったとしても、その負担をしなければならないということについては変わりはないんですね。これを負担しなければならないからといって、障害者年金がふえたという話は私は聞いたことがないんです。今ある年金の中で、この利用料を負担しなければならないということですので、より一層障害者のある方たちの生活は、こうした負担によって脅かされている、こう言わざるを得ないじゃないですか。それを、町長の答弁は本当に冷たい。

受益者負担というのは当然必要だと言われるわけですがけれども、受益者負担の考えが必要だと言うんだったら、収入の方を本当はふやしてもらわなくてはつじつまが合わないことじゃないですか。しかし、国は収入もふやさない、負担だけふやす。そんなばかげたことにもろ手を挙げて賛成ができる人というのは僕はないと思いますよ。ですから、これだけ反対の運動も起きて、国もとうとう4月に始まったものを10月か11月に、激変緩和だといって方向転換をしたわけですよ。1年もたたないうちにそうせざるを得なくなってしまったんですよ。これが実態じゃないですか。そういう実態を見もせず、受益者負担の考え方が正しいと、必要があるという答弁は、障害者の方々の生活実態に即していない、見ていない、そういう答弁にほかならないと私は断言したいと思います。これについての見解を、いま一度お伺いをしておきたいと思います。

それから、介護保険料や利用料の問題ですけれども、この点においても同じなんですね。もう65歳以上の人たちという、正確に言えば66歳になられる途中ですよ。それぐらいから、要

するに年金から天引きされていくわけですね。こうした方々というのはどう言っているのかということなんです。年金は減らされているんですよ、物価が安くなったからといって。また、現役世代の働く人たちの賃金が下がっているからといって年金を引き下げられているんです。去年の5月もたしか0.4%、年金は引き下げられたわけです。その上に介護保険料は年金から天引きされる、こういう実態があるんですね。

ですから、天引きされるようになって本当に苦しいと。しかも、老年者控除が廃止になり、公的年金控除も縮小されて、住民税や所得税がかからなかった方についても住民税や所得税がかかるようになって、税金等も天引きされるようになったりしている人も現実にあるわけですが、年金の方から、既に。そういう方たちの本当に気持ちに立てるのかどうなのかということが、自治体の使命ではないかなというふうに思います。

町長は大抵、今は社会情勢が大きくさま変わりする時期だと、だからしょうがないんだと、そういう答弁を毎回私は聞いておるわけですが、さま変わりしないような時期なんていうのはいつの時期でもないんです。毎日毎日状況はさま変わりしておるわけです。だもんだから私は質問しておるわけですが、しかしそれを仕方がないということでは、事が済まないと思えます。

実際に介護保険の認定も受けずに、障害のある方が家庭で、老老介護をしながらお金がかからないように暮らしておられる方も、私の身近なところでもつい最近までおられましたし、そういう状況を町が見て、今の介護保険の利用料が1割負担でいいのか、また介護保険料のこの設定の仕方も本当にいいのかということ、いま一度、私はもう一度見直す必要があると思えます。

介護保険料にしても、国が25%は負担しなくちゃいけないということを法律上は書いてあっても、実際には20%しか負担していない。あとの5%は調整交付金だといって逃げるわけでしょう。その分はじゃあどうなるのかといたら、結局65歳以上の人の介護保険料の引き上げにつながってしまう。これも前、この議会の中で指摘してきたことで、これがそうではないという答弁は返ってきていませんので、町はお認めになってみえると思うんですけども、本当に国は負担しない、しかし利用者だけにその負担をふやさせる。これが国保でも介護でも、それから障害者自立支援法の中でも全部行われている。これが実態ですので、やはり私は、町独自にもっと踏み込んで、先ほども住宅改修だとか、それからデイサービスなどの給食費の助成とか、これも私が要求しましたけれども、そういったものも行うんだということでもありますけれども、さらに踏み込んで町独自の軽減が必要ではないかなと思います。いかがでしょうか。

それから、子供の医療費の助成の問題ですけれども、80%以上の人が社会保険の加入者だもんだから、申請があるのかないのかその実態もわからないという、そういう状況なんですね。

申請があるのかないかわからないというような、そんないいかげんな制度であっては、その制度が公平な機能を発揮しているのがどうかということに立てば、私は甚だ疑問だと思います。せめて、あとの10数%が国民健康保険の加入者ですので、その方々の状況はどうかという調査も私はやるべきだと思うんです。そうした中で、どの程度の人が申請に来ているのか、また来ていない人もどれだけいるのか、それがよくわかると思うんですね、その割合で、おおよその。そういう調査もやらずに1割負担でいいんだというような状況では、まさに、子供の医療費の助成制度というのは完全な機能を果たしていないと私は言わざるを得ない。しかも、子育て支援をするためにこの制度があるわけでありまして、それが機能しないということになれば、これは大変な事態だというふうに思わなければならないと思うんですよ。それを思っていないと言ったんなら、大したものだと思います。ですから、そういうことがないようにするためには、きちんと受給者証を発行して、これはまずやるべき問題だと思うんですね。

受給者証を発行すると、愛知県内の医療機関はその受給者証でもってやれるわけですね。これは、もう既に無料でやっているところはずっとあるわけですし、そういう方向で私は進めていくべきじゃないかなと思うんです。ましてや平成20年の4月ですか、6歳までの医療費については3割負担から2割負担になるんですね。そういう方向で今進んでいっているわけです。ということならば、さらに踏み込んで、ここのこの子供の医療費の助成という面でいけば、私はもっと進めるべきじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副議長（柘植 満君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 吉田議員の再質問にお答えをまいります。

障害者の自立支援法がスタートしまして、大変障害者の方々には負担をかけたわけでありまして。そうしたことについては、議会でもお答えしましたように、国がある程度見直してくるといって方向性を持ってきたということでありまして、具体的には平成19年、20年と、激変緩和策が打たれるわけでありまして、また従来の重度障害をお持ちの1級、2級あるいは3級の方々には、障害者手帳により、あるいは保険により給付がされてきたわけでありまして、重度の方々はそのなりにサービスを受けられていたんではないかということでありまして。

低所得者の方々、生活保護に相当されるような困窮者にも料金を取るような方向になっておるといってありますが、改めて今回そういった階層の方々のゼロから、最高で、一般の場合ですと3万7,200円ということでありまして、激変緩和によってこれが4分の1になるということでありましてから9,300円になりますか。生活保護世帯についてはゼロ、低所得者の1については1万5,000円ぐらいですから、4分の1ですと3,750円という金額。低所得者の2では2万4,600円が上限でありますけれども、4分の1で6,100円になってくるといって激変緩和がされておるわけでありまして。

法律は平等かどうか、公平かどうかという、甚だ難しい問題だなあと、こういうふうに思うわけでありませう。元来、不公平ではないかなあと思うことがあります。人間は生まれて育ってくるわけでありませうけれども、生まれ育つ環境はそれぞれに違いがありませうし、お互いに子供ではないかということでありませうけれども、スタートにいろいろ差がありませう。これをできるだけ法によって公平に、あるいは平等にしていこうということでありませうが、完璧な公平というのはやはり難しいかなと。

今、新たに国家体制が変わってきたわけでありませう。自助、互助が大前提であると。お互いの力で、みずからの力で困難に対して対応して欲しい。みずからの力だけではどうにもならない問題についてはお互いの力で、互助の精神でこれを克服していかうということでありませう。そういう中で、この相互扶助の形ができ上がって、今新たな国家体制をしいていかうという変化が起きておるところでありませう。障害者の知的とか、あるいは身体障害者の4級、5級、6級の方々は今まで無料でありませうでしたが、1割負担を余儀なくされてきたと、こういうことでありませうけれども、障害を持って生まれたのは自分の意図ではないんだと。生まれたときからそういう境遇になってしまった。そういうものに対して負担をせよとは何事という議論も成り立つわけでありませうが、じゃあ健常者の生活はすべてが均一で平等であるかということ、そうでもない。そういう人々がお互いに競ってこの社会に生きていく中で、お互いの努力の中でこれをお互いに補完していかうと、こういうのが互助でありませう。相互扶助でありませうから、障害のある方々もノーマライゼーション、一般の方々と同じようにある一定の負担をお願いして、この社会を支えていただくということでありませう。基本的な意識、考え方をつくっていく必要があるのではないかな。そういうことで、どうにもならない方々に対しては従来の方法、あるいは新たな扶助、こういったことを考えていかなきゃいかん時代であると思っております。いましばらく、こうしたことに対する議論をしながら、新たな福祉施策を組みつけていきたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

続いて、議員の方から介護保険の制度についての御質問をいただきました。

これも同じように、相互扶助というような精神のもとに、今介護保険制度が生まれてきたわけでありませうし、社会が大きく変わっていかうとしているのかなと思っております。地方分権という中で、介護保険制度は、地方分権の試金石と銘を打たれたわけでありませうが、高齢者福祉医療も今新たに平成20年からスタートするわけでありませうが、これに対する福祉の考え方も、我々は今から十分に検討をしていかなければいけない問題だと、こういうふうに考えております。

所得に対する考え方、高額な所得を得られる方々、年間200万、最低賃金法で時給700円を例に取れば3,000時間というような膨大な時間になってくると、こういう議員の方からお話も

ありましたけれども、社会が多様化してきておると、そういう中にいろんな境遇の方々もあるわけでありまして、またいろんな考え方をお持ちの方々もあるわけでありまして。

今、テレビなんかでやっておりますバラエティー番組に参加をされるタレントさんなんかは、1年間70万の所得で自分は耐えてきた、こういう方もしばしばお目にかかるわけでありまして、何かの目標を持って、何かに耐えて、そして将来を築いていく。こういった方々、自分はこちらなんだけれども、それでも社会の役に立っていくんだという考え方でお暮らしの方々、多様な人生を今模索していただく、そういう社会になってきたのではないかなと。一概に所得で、あるいは数字でもって線を引く、そういうことができない時代に入ってきたと思っています。そうした方々の御意見、あるいは境遇等も十分に理解しながら、これからの福祉の問題、社会を築いていくNPOとかボランティアの方々ともよく御意見を伺いながら、これからの仕組みづくりをしていきたいと、こういうふうに思っておりますので、格別の御理解をいただけますようお願いを申し上げます。

副議長（柘植 満君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 国民健康保険の資格証明書、あるいは子供の医療、いわゆる乳幼児医療の助成制度の関係で再質問をいただきました。

まず、国民健康保険の資格証明書の5世帯の関係でございますが、これにつきましては、先ほど5世帯ということで回答させていただきました。その5世帯につきまして、私ども調査をさせていただきましたが、かかってみえた診療科につきましては、眼科、歯科、皮膚科ということで、単発的な受診診療科が多かったということで、特に先ほどおっしゃってみえたような資格証明書を発行することによって生命にまで危険を及ぼすというようなことはないことを確認をいたしております。

また、資格証明書につきましては、発行を基本的にやめるべきではないかというような御指摘でございますが、国民健康保険制度が相互扶助、お互いに助け合うという理念のもとでの社会保障制度の中での一つの役割を果たしてあるということでございますので、特に大口町におきましては、この資格証明書につきまして、法的には1年の滞納があればすぐ資格証明書というようなことに法文上は読み取りができるわけでありまして、実際の運用につきましてはかなり弾力的に対応してあるということでございます。

例えば、議員の御質問にもございました、3月10日の中日新聞の朝刊に載った記事でいきますと、滞納世帯に対する資格証明書の発行世帯の割合が、福岡におきましては15%を超えておるといって高い率でございますけれども、これが愛知県におきましては1%以下ということでございますので、いかに愛知県がこの資格証明書につきましてかなり配慮をした発行をしているかということが読み取りできるのではないかとこのように理解しております。こういった観点

からも、資格証明書につきましては、今後も公平という視点から、発行は大口町としては続けていきたいというふうに考えております。

次に、乳幼児の医療制度の関係でございますが、確かに平成18年度から年齢的には引き上げたものの、一部負担をお願いをしておるということでございますけれども、実際に窓口にお見えになる親御さん等から、この制度、年齢を引き上げたことに対して、窓口へ来るという手間はありますけれども、大変ありがたいというお話を伺っております。

この福祉医療制度の中で、乳幼児医療制度だけが1割負担ということになっておりますが、まずは基本的には国民健康保険もそうでございますが、基本的には予防という観点が必要ではないかなということで、1には自分で健康管理をしていただく、2には2次予防としての健康診査等を受けていただく、そういった意識の涵養が必要ではないかなというふうに考えておりました。そうした中で、現在の乳幼児医療制度につきましても、現行の3割の中の2割償還については変える考えはございませんけれども、先ほど議員からのお話ございましたように、愛知県の動きもございますので、さらには20年4月に向けての医療制度改革の中で、現在の3歳未満児の2割負担が就学前までの引き上げ、こういったことで各団体の動きも出てくると推測される部分がございます。そういった動向をうかがいがてら、大口町としての乳幼児等に対する医療制度の再検討をいたしてまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1番議員挙手)

副議長(柘植 満君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今、乳幼児医療については愛知県の動向や、また医療制度そのものが就学前まで3割負担が2割負担になっていく、来年度ね。そうした中で、この制度そのものについても検討していくという答弁がありました。当然それはやっていただきたいと思えます。

それから、国民健康保険の資格証明書の問題ですけれども、眼科や皮膚科だったから命にかかわる問題ではないからいいんだという御答弁でありましたが、それでは余りにも冷たい答弁ではないかなというふうに思います。少なくともかからなければならない診療科目にかかれなような実態がここにあらわれている。資格証明書が発行されればそれで納税意欲がわくのかといったら、かえってわかないというふうに思います。現に、先ほど申し上げましたけれども、県の負担も減らされ、国の負担は以前から減らされ、住民の皆さん方に対する負担はふやされ続けてきたんですよ。そういう中で払えないからといって資格証明書を発行していく、それは本当に私は誤りだというふうに言わざるを得ません。

12月議会では、この資格証明書が発行された方の所得階層別の一覧表もこのときに出していただきました。800万円から900万円の人の中にもいないかという御指摘なんですけれど

も、しかし借金があればそんなものを当然払えるわけがないんですね。借金というのは所得から差し引くことができないものですので、本当に個々の一人ひとりの方々のいろんな状況を聞かないことには、払えるのか払えないのかという問題でいけば、わからない面というのはたくさんあるんですよ。ですから、大口町の場合は面談がなくても資格証明書は発行するというのも行っておられるようですので、そういう点ではやはり面談も十分行って、それからお医者さんにかかっていないのかどうなのか、そういうことも十分に行って、その中に、例えば小さな子供さんがおられるのかおられんのか、またそのお子さんたちがどういう健康状態なのか、そういうことも本当に推しはかった上でこういうことがなされておれば、私も少しは留飲がおりるんですけども、しかし今の御答弁ではとても納得できるものではない。

さらに言えば、国民健康保険制度というのは、相互扶助の制度だといって福祉部長さんは言われましたけれども、違うんですね。国民健康保険法という法律がありますけれども、他の保険に加入しない者は国民健康保険に入ることなんです。だから相互扶助じゃないんですよ、そういう点では。本当に国民の健康を保険で担保する、そういう制度なんです、これは。だから、相互扶助よりももっと上の段階の制度なんです。他の健康保険に加入しない者が国民健康保険に入るわけですので、それで国民皆保険制度というのが成立するわけですよ。国民皆保険制度というのは、そういう物の考え方に乗かって現実にはある。ただ、この滞納問題のことになると、これは相互扶助の制度だと言われる。これも法律の趣旨からすると、本来はこれは矛盾する説明なんです。そういう説明を聞くとそうだなあと思っただまされちゃうんですけども、しかし違うんですね、法律の趣旨は。国民皆さんすべての健康を保持するための制度なんです、これは。ですから、そういう点からしても、この資格証明書を発行することは、その趣旨からも外れている、こういうことなんです。ですから、資格証明書はぜひやめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。いま一度伺っておきます。

それから、障害者自立支援法の関係ですけども、平成18年の4月に障害者自立支援法が施行されますといって出されたパンフレットなんですけれども、ここには何が書かれているかというと、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します」と中に書かれているわけですね。利用の仕組みだとか手続が変わったりだとか、いろいろすることもこの中に書かれているんですけども、本当に安心して暮らせる社会の実現かという問題で私は話をしてあるわけですね。だから、4分の1になるからいいということじゃないんですよ。だから町独自にこうした負担を軽減させる、これはやはり持つべきなんです、障害のある方が生きていく上で。だから、受益者負担の考え方自身がもう間違っているんです。御自分でも、さきの答弁の中で何が正しいのか、今の法律も間違っているのかもしれないというようなことも言われたわけですので、これは本当に間違っているんですよ。だから、国が間違っているとするのであれ

ば、地方自治体がそれを正していく、独自にね。それは当然のことだと思うんですよ。それがなぜできないのか、もう一度伺っておきたいと思います。

それから介護保険の問題ですけれども、細かい話になるものですから福祉課長さんから答えてもらってもいいんですが、障害者利用者の負担を社会福祉法人が助成する制度がありますよね。所得が低いとかそういうことを理由にして、社会福祉法人が軽減する制度があるんです。これが社会福祉法人減免事業と呼ばれていますよね。その減免した分について補助金が出ているんです、実はね。町も補助金を出しているんですけれども、県の方は補助金を今度なくしてしまうみたいですね、新年度。1億3,000万円、県の方はその補助制度が減額されているわけですけれども、どうもその制度がなくなるようであります。ますます、酒井町長がさきがた相互扶助と言われましたけれども、その相互扶助のはしご自体も今どんどん、県がこんなことをやるわけですので、はしごを外しにかかっておるわけですよ。今までやってきたその制度そのものですね。社会福祉法人独自に利用料を減額したり免除したりするわけですので、さっき町長もそうやって答えられたんですよ。その制度そのものが、県も補助していたんですけれども、その補助をなくす方向なんですよ、今ね。ですから、そういう点では自立・自助できない人は行政が援助していくと町長は言われたわけだけれども、愛知県はもう既にそういう方向ではないんです。ですから、これは本当に大変な実態なんですね。

住民の生活はじゃあどうかといたら、ライフスタイルの変化や社会環境の変化があるんだと。好きこのんで今のライフスタイルの変化があったり、社会環境が変化したりしておるわけじゃないんです。派遣だとか請負だとか、そういう労働法の改悪に次ぐ改悪によって、今のフリーターだとか派遣だとか請負だとか、そういう雇用形態というのが今どんどん広がっているんですよ。それが格差を生み、貧困を生んでいるんです。こういう人たちが大人になればどうなるか、もっと年を食っていけばどうなるのかといたら、低賃金のもとで働かされておるわけですから、それなりの年金しかもらえなくなってしまう、そういうことが今実態としてあるわけですよ。だから、年収70万円で頑張っておるからいいんだというようなことじゃないんですよ。そういう人も確かにいるでしょう。しかし多くの人たちは、本当に低賃金の中で働かざるを得ないという状況に今あるんですよ。それは自分の好きだとか嫌いとかということじゃなくて。だから、そこら辺のところをやはり忘れていただいではならないと。あえて私町長に反論しますけれども、その部分はちゃんと認識した上で、受益者負担が本当にいいのか悪いのかという答弁をしてもらわないと、今のような本当に話にならないような答弁にどうしてもなってしまう。これは私はゆゆしき事態だと思います。

ですから、話は戻しますけれども、社会福祉法人が独自に減額した助成事業を愛知県はなくしますけれども、そういう事態になって、自立・自助できないものは互助でいけるとお考えな

のかどうなのか、その点も踏まえて御答弁が願えればと思います。以上です。

副議長（柘植 満君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 再々質問になりましたけれども、お答えをさせていただこうかと思いません。

吉田議員といつもお話をしている、やはり根本的なところが交わっていないなあと、こういうふう思うわけであります。

社会の仕組みあるいは経済の構造、そういったものを見直そうという時代に入っている。護送船団方式が社会の硬直化を生むんだという考え方であります。できる限り規制を緩和し、おのおのの発意によって社会を再構築していこうという時代に入ってきたわけであります。過去、従来はどうであったかという、福祉国家を目指して、社会が発展することによって、すべての皆様方の心配事、不安事を取り除いていくことができるのではないかと、こうした社会を築いていこうとした。しかし、できなかった。社会は、今 800兆円にも及ぶ負債を抱えておる。

1兆円というお金は大きなお金であります。過去にも申し上げましたけれども、100万円というのを1万円札の束にして1センチぐらいとすると、1兆円という金は札束にして10キロも先へ並ぶわけであります。それが800兆円という金額でありますから、天文学的な数字が日本の背景にある。大きな負債を抱えておる。そういった中で、社会の仕組みを変えていこう、社会の仕組みを変えることによって国の発展を、地域の発展を新たに築いていこうと、そうした中で社会制度を見直していこうと。私どもも、自然的に仕組みそのものを見直していかなければ、この行き着くところは夕張と同じような状態になっていくのかなと、こういうふうを感じるわけでありますし、国そのものがそういう危機に今直面しておると、こういう中での体制の変換をしていこうということであります。おのおのが自主・自立、それぞれの組織が、あるいは個人が自立をしていく。そのためにどう考えて、どうこれから仕組みづくりをしていくかということであります。

今までの福祉国家の中では、全国一律に平等なサービスが受けられる。どこへ行って暮らしても、どこに住んでも同じようなサービスが享受できる、こういう社会が崩壊し、これから新たに地域の個性を持って地域づくりをしていこうと、こういう社会に入ってきたわけであります。

そうした中で、福祉の制度も見直されていく。先ほど福祉法人の経費負担を国が、あるいは県が支援していくことを打ち切るような施策に転じてきておるということでもありますけれども、法人格を持って継続を担保しながら、自立をした福祉を行っていく、こういう組織でありますから、どんどんこれから社会がそれを見直していくということはあるかと思えますし、それでもなおかつ自立をしていける組織づくりをおのおのがつくっていく。自由を与えられるかわ

りに、責任を持ったこれから組織づくり、この対応が必要になってくると、基本的にはそういうことであります。

自立をしていく、そうした組織・団体を我々は支援をし、自立を促進させていく、推進させていく、そういうことが、我々の務めであろうと。支援し、補助することではない、扶助することではない、そういうふうに考えています。最悪の状態、最低の状態は私どもが扶助していかないといかんとすることは十分自覚した上で、そういった社会の仕組みを構築していく必要があると思っております。

最後の答弁については、担当部長よりさせていただきます。

副議長（柘植 満君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） 吉田議員の再々質問の中でございました社会福祉法人の軽減ですが、これにつきましては介護保険制度と障害者自立支援法における制度がございます。そういった中で、介護保険制度につきましては、今話がありました部分での廃止という話はございません。ただ、障害者自立支援法の関係におきましては、今回激変緩和対策で利用者負担額を4分の1に軽減してまいります。そして、社会福祉法人の軽減策というのは、利用者負担額の4分の1を社会福祉法人が、自社の中でもって軽減をかけていくというところでございました。県の予算を見られたかと思えますけれども、そういった部分でこの制度自体がそもそもある意味成立しなくなってくるという中での削減と私もっておりますので、よろしく願います。

副議長（柘植 満君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 国民健康保険の関係で再々質問をいただきました。

国民健康保険の仕組みといいますか、財政構成につきましては、議員もよく御存じのとおり、基本的には被保険者が加入される国民健康保険の団体によっては保険料であったり、大口町は税であります、それが主な財源になっております。それに対しまして、国の負担金あるいは県の交付金、さらには一定のルールに基づいた町の繰入金があると。そういった意味からしても、被保険者に対しては、やはり義務と権利というものが国民健康保険制度の中でも当然求められておるということを強く感じております。

また、資格証明書の発行という観点での強い御質問でございますが、逆の立場で考えますと、今大口町は53万が国民健康保険税の上限額になっておりますが、こうした方々が、私は医療を求めないから税は払いませんよということをおっしゃる方が仮に多数あったとしますと、国民健康保険制度そのものが根底から崩壊していくことにならざるを得なくなります。そうしたこと、また、資格証明書の発行につきましては、現在大口町としましては、本当に何度も窓口に来ていただくように要請をし、それでも誠意がなく対応をしていただけない、そうした方につき

ましては、やはり公平性の観点からやむを得ず発行しておるといふことでございますので、この制度につきましては今後も大口町としましては当然続けていきたいと考えております。

(1 番議員挙手)

副議長 (柘植 満君) はい、吉田正君。

1 番 (吉田 正君) これは要望にしておきますけれども、少なくとも私は、国民健康保険の資格証明書については、面談をすべきだということを 1 点、言っておきたいと思います。応じないじゃなくて、行けばいいんですよ。ですから、まずそれは少なくともやるべきだというふうに私は言っておきたいと思います。

それから障害者自立支援の関係でありますけれども、国が激変緩和をやったから十分だというような考え方であってはいかんということも言っておきます。

それから介護保険の問題ですけれども、今社会が多様化してきているという町長のまたいつもの御持論が述べられたわけですけれども、好きでいろんな雇用形態の中で、また低賃金の中で働いている人なんてほとんどいないと思います。ですから、そういう点でいけば、これは労働法制の規制緩和の中でこういった問題が出てきているわけですので、そういったことを十分承知していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

副議長 (柘植 満君) 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

(午前 1 1 時 4 7 分)

副議長 (柘植 満君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

吉田正輝議員より遅刻の届け出がありましたので、御報告いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

田 中 一 成 君

副議長 (柘植 満君) それでは、田中一成君。

2 番 (田中一成君) 通告に基づきまして、4 点到りまして質問をさせていただきます。

初めに、国民健康保険の減免制度の拡充と題してであります。

全国的にも、国民健康保険の滞納が非常にふえているということが大きな問題になっておりますし、大口町でも一向にこの滞納の解決というのは進まない、むしろ増大する一方であります。

私は、議員に就任以来、国民健康保険に対する国庫支出金が、先ほど吉田正議員の質問にもありましたように、1984年には49.8%でありました。これが現在は34.5%に減らされている。

全国平均でいいますと、1人当たりの保険料は3万9,020円から7万8,959円、このように、およそ倍増しているわけであります。この間、国庫負担率の引き下げについては、当初は1年限りということでありました。それが2年、3年と継続をされるという事態がありました。これは、国は1年限りと言っていたのにおかしいではないかというようなことで、当時の執行部と議会は一体になりながら、国・県に対して国庫負担率を復元するように、議会で決議を上げたり、意見書の提出をしたりということで、全国的な自治体側からの要求となっていたのでありますけれども、残念ながら、それは固定化されて今日まで減らされ続けているという状況であります。しかも、その間に応能・応益、いわゆる保険料の所得に応じて、あるいは資産に応じて、能力に応じて保険料を納めるという部分がおよそ7割近く、国保に入っていることによって利益を受けるからということで、所得などに関係なく一律に保険料が計算される均等割・平等割、こういう応益割部分については、およそ3割程度で当時あったというふうに思うんですが、これを50対50にしなければ制裁措置を講ずるという国や県の指導、おどし、そうしたものがあまして、大口町も50対50ということに今はなっているわけであります。つまり、所得などに関係なく、利益を受けるんだからということで保険料の割合が多くなったということで、言ってみれば、所得の低い皆さんにはより大きな負担をかけるという仕組みに改悪がされてきたということではなかろうかと思えます。

先ほどの論議を聞いていますと、国民健康保険制度というのは相互扶助制度、そういう性格が強いんだという町長や部長の答弁でありますけれども、私は、国民健康保険というのは福祉制度だというふうに思っております。そこに大きな考え方の差があると思うんでありますけれども、国の体制が今大きく変化をしているなどと町長は言われますけれども、国の体制や考え方は、憲法に規定をしてあるのであります。その憲法を改正しようという動きもありますけれども、今、憲法は、まだそのまま変わらずにおるわけであります。御承知のように、憲法第25条では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるというふうに規定をしておりまして、すべての国民に対して、国と地方自治体はそのことについて責任を負いなさいとうたわれているのであり、国も地方自治体もこの視点を行政に取り組むに当たっては忘れてはならないというふうに私は思うのでありますけれども、そういうところの認識が全然違うわけでありますが、細かく国保税について5点にわたって通告もさせていただいているところであります。

国保税を滞納している人の状況を、さまざまな角度から分析していると思うんでありますけれども、その年代や職種、あるいは生活困窮の状況など、つかんでおられる範囲で御説明をいただきたいというふうに思います。

御承知のように、今、国保には、以前は自営業者、あるいはサラリーマンを退職された皆さま

ん、こういう皆さんが入る制度でありましたけれども、今や働き方について、請負、アルバイト、パート、あるいは派遣社員というようなことで、働き方の多様性、選択性を広めるというような言葉もありますけれども、正規の雇用状況にない若い皆さん、壮年の皆さんが急激にふえております。そういう皆さんが、会社の保険に入れてもらえないということで、そういう保険に加入する資格があるのに入れてもらえずに、こうした国保に大量に流れてこざるを得ないというような状況もあるわけでありまして。私がそういう皆さんの相談を受けると、もう5年も派遣社員として同じ職場に派遣をされて働いている。しかし、保険に入れてくれないもんですから、派遣会社に交渉して、あなたは正社員の皆さんと同じように働いているんだから、必ず入れるから会社に要請をしてみてくださいと。ようやく保険には入れてもらえました。そういう話はよくあるんでありますけれども、黙っていれば保険にも入れてくれない。自分の会社の保険に入れれば雇用主が半分負担をしなければならないから、なるべく国保の方に追いやるといふひどい状況があることがわかります。

資格証明書を発行している人に対しては、呼び出しを行っても来ない方、こういう方には資格証明書をやむなく発行しているんだと。窓口の皆さんは本当に大変だと思うんですけども、去年は正月早々、大口町で2名の自殺者がありました。愛知県でも年間1,300人ほどの自殺者があります。こういう自殺者の皆さんの約3分の1は、経済的な問題から自殺に追い込まれているということがあります。大口町でもこういう話があります。御主人は亡くなりましたけれども、サラ金の多重債務に陥っていたと。電話がどんどんと来ると。しかし、主人は今、病が重くなって多分そんなに長いことはないと思いますと、こういうふうに電話で答えると、そうですかと言って明るい声でサラ金会社は電話を切ると。もう一、二ヵ月してまた電話が来て、どうですかと。そんなことで、あまり長くないということを知りますと、サラ金会社の請求は途端に緩くなります。それはなぜかといいますと、皆さん御承知のように、返してもらえない人に対しては生命保険に入って、その人が亡くなって返済してもらわなくても、生命保険会社の方からお金が入るからだそうであります。そのことは主人が死んでから、どこのサラ金会社も、お父さんはもう長くないですと言うと請求が緩くなる、ほとんど来なくなる、新聞をよく読んでみたら、ああいう会社は生命保険に入っていて、お父さんが返さなくてもその分が一括返済されるような形になっているからだということに気がつきましたという話で、所得の低い皆さんは大変な体験をしておられます。

ある新聞記者から、共産党議員団で講演を昨年暮れごろ受けました。水道がとまっている、あるいは電気がとめられている、国保税や住民税、こうした税金を滞納している。こういう皆さんに、役場の職員の皆さんが出会ったら、それは多分、もう多重債務にも陥っている。にっちもさっちもいかない状況にあるんだということを知りながら、福祉的な手当がこの人に

はないのか、救済することはできないのか、そういう視点で対応をすれば、少なくともその方たちの命は守ることができる。ぜひ共産党の議員さんは、そういう視点で行政に働きかけてほしいと、こういうすばらしい講演を受けたのでありますけれども、私ども議員もそうでありますけれども、町執行部の皆さんや職員の皆さんも、国保税や住民税を滞納しておられる皆さんについては、そういう極めて深刻な状況の方々が大半だというふうに認識をしているわけです。私。そういうことからすれば、呼び出しても窓口に来ないから、やむなく資格証明書を発行だというのは、余りにも紋切り型で、そういう実態を知らないといいますが、そういうことではいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう方は、多重債務に陥って、確かに水道企業団からも水道を切られたり、あるいは電気を切られたりして、二十前後ぐらいのお子さんが私のところに駆け込んできたことがあります。よく話を聞いてみますと、やっぱり親が多重債務に陥っていると。一生懸命働いているんだけれども、もうやみ金にまで手をつけなければならない、毎日のように2人1組になって男性が家に押しかけてくる。ところが親はいない、兄弟2人でその対応に追われる、電気は切られる。もう本当にひどい状況をかいま見ましたけれども、それについては、役場に相談してもどうにもならなかった面がありますので、私なりに解決のお助けをしたことがあるんですけども、しかし、滞納者の中にはそういう方たちもおられるということですね。

その方も、親は頼りにならないもんですから、窓口に行って月々5,000円、国保税について納めさせていただくから、国保証はきちんと発行していただきたいということで、窓口の職員の皆さんは真剣に対応していただいて、国保証はずっと最近までもらって対応していただきましたので、医者にはかかれないという状況にはありませんでしたけれども、しかし、そういう方たちが少なくないということを私体験しておりますので、先ほど吉田正議員が言われたように、そういう皆さんに対しては、こちらから出向いてでも、その生活実態、そういうものをきちんと把握をして、その上で役場としてできることは何なのかと。救済をすると、その人たちの。そういう前向きな姿勢がなければ、私は行政として、甚だ努力が足りないなあとやわざるを得ないわけでありまして。そういうことで、その状況等いかようにとらえているのか、まず御説明をいただきたい。

それから2番目には、滞納している皆さんに対して、例えばがんを患っているというようなことを役場が把握をしている。そういう皆さんに対しては、本当に払えないんだけれども、がんを患って治療も受けなきゃいけないんだから、少しでもちゃんと国保税を納めてもらわないかんですよ、わかっていますねと。わかっていますと。来月も2,000円でも持ってきますというようなやり取りも今までにもありましたけれども、本当に重病になったり、がんの治療を受けながら頑張っているとか、そういう方も滞納者の中にはいるわけですね。そういう皆さんに

対して、全部、国保税を納めなきゃだめだとは確かに役場は言っておりません。できる限りの範囲で、少しずつでも毎月納めていただければ保険証をお渡ししますよということで対応していただいているわけでありましてけれども、しかしそういう皆さんは、ほとんど完納することは無理なんですね、見ていても。国保税を完納することは全く無理。そんなことは窓口の担当職員の皆さんも期待はしておりませんし、たとえ数千円でも毎月持ってきていただければ、あなた治療も必要ですから保険証をお渡ししますという対応をしているんです。ですから、今そういう人たちに対しても、予算・決算・滞納額と、こうやってやるわけですがけれども、これは事実上、その滞納は完納してもらえないものも滞納額の中にはいっぱい含まれているんですね、これは。ですから私に言わせれば、現実に合わない国保税の請求して、滞納を計上していると。滞納が多いと、それは国保税を完納している皆さん、いっぱいおられるわけですがけれども、給付額が足りません。国保会計が成り立ちませんということで、どんどんと国保税を値上げをすると。これはまじめに一生懸命国保税を完納している皆さんにも、非現実的な滞納額を計上することによって負担を余分にかけているというふうにも思わざるを得ないのがあります。ですから、そういう非現実的な、納めることもできないような国保税を仕組みとしてつくって請求をするようなことは、何らかの見直しが必要だろうというふうに私は常々感じているところであります。

こうした滞納の完納率については、一体どのくらい完納してもらえているのか。また、そのケース・ケースによって、困窮度などについて、いかように感じておられるのか、その点についても御説明がいただきたいと思えます。

3番目は、先ほど言いましたように、国に対する国庫支出金の負担率を段階的にもとに戻すように求めなければ、所得の低い皆さんや、今の滞納の現状を解決する手段はないというふうに思えます。それを、今、国の体制は変わりつつあるからとかいうことで、地方自治体までが国の負担率の引き下げをこのまま恒常化させてしまうことを容認するような発言は、私は理解ができません。先ほど吉田正議員も言われたように、愛知県についても、神田知事が就任する8年以前と比較をいたしますと、県の市町村国保に対する支出金は10分の1に減っております。国よりもっとひどいですね。その分、国保税の引き上げをやらざるを得ない、あるいは市町村が一般会計から国保会計に繰り入れをもっとしなきゃいけないというふうになってくるわけです。愛知県は、国よりもっとひどいという現状があることも指摘をしておきたいというふうに思えます。

そういう意味で、4番目に、県として独自の支出金を交付している額が大幅に少なくなっている。一円も支出していない県が全国的には16県にもなっているという状況ですがけれども、愛知県については、先ほど私がとらえている点については申し上げましたけれども、事務局とし

てどのようにとらえておられるか、御説明がいただきたいと思います。

それから、現在の滞納の増加、それから保険料を引き上げると。引き上げ過ぎてかどうかということは異論があるのかと思いますけれども、大口町も1億円余りも余剰金を出して、来年度は少し国保税を下げる面があるわけでありましてけれども、町独自の現実的な減免制度、これをきちんと考えないと、滞納額がどんどんふえるだけの悪循環ではないかという気がするわけです。そのためには、例えば先ほど年収800万円以上の人でも全然応じずに資格証明書を発行している人があるとか言っておりましたけれども、大口町内にこういう話があります。

たまたまその方は国保に入ってはいなくて社会保険でしたけれども、バブルが崩壊して億単位の借金を背負う羽目になった。しかし、その後10年以上にわたって必死になって頑張って会社を維持してきたと。しかし、住民税やそういうものを払える余裕はないと。家族じゅうで一生懸命働いて、従業員も使って働いて、本当に三度三度食べるのがいっぱい。2人1組で県の職員が税金払ってくれと来たもんだから、一生懸命説明したら、あんたようバブルがはじけた後、この会社を維持して頑張ってきたねと言われたという人もいます。収入としてはすごいんですよ。800万円をもっと超えるくらいあるでしょう、きっと。しかし、収入というのは、そういう設備投資などを行った借金など何も関係なく見るために、800万円あれば国保税を納めてもらって当たり前だと、一律には言えない面があるということでもあります。ですから、収入が800万円というような、ちょっと一見高いなあと言われるような人に対しても、その仕事の状況や、あるいは生活の状況、困窮度、困難さ、そういうものが一体どういうことなのかということ、私は一件一件洗い直すといいですか、よく調べる。調査をしてその状況に応じて、これは悪質だというのならやむを得ないかもわかりませんが、困窮によって国保税を納めることができないという実態も十分把握せずに、資格証明書などを発行することは、私は憲法第25条の精神に反する、自治体としてやるべきではないことだというふうに思います。

そういう意味では、収入は一見高く見えても、しかし実態としては国保税を十分に払う状況にはない、そういう皆さんに対しても、きちんと減免制度を適用しながら、実態に合った国保税の設定をして払っていただくというようなことをきちんと設けないと、今の減免制度だけでは極めて不十分ではないかというふうに思います。

大きな2番目は、全国統一学力テストについてでございます。

教育の内容については、行政があまり介入してはいけないということは十分認識をしているわけでありましてけれども、文科省、あるいは新しい総理大臣、教育基本法の改正に続いて、教育内容について国の関与をどんどんと広げていこうというようなことで、政治の力で今の教育内容を変えようとしておることに私は強い懸念を持っておりますので、一言、質問をさせていただきます。

4月に、小・中学生を対象にして全国一斉学力テストが行われることになっておりますが、その大義名分は、それぞれの生徒の学力、あるいは学校の全体の学力、地域間の格差、全国的な格差、そういうものを調べたいということでありましようけれども、その結果をもって順位づけをするというようなことがあってはならないというふうに思うんであります。

東京では既に実施をしていて、あそこの学校は学力が大変低いというように思われた学校には、12月議会にも言ったと思いますけれども、一人も入学者がいないというような学校が現出をするというようなことが、現実にあることは御承知だと思います。学校や生徒一人ひとりの学力などを比較・検討して、あんたは何千人中、あるいは何万人中の何番だよと、もっと頑張りなさいと。あなたの学校は全体的には成績がこんなふうだよと、もっと頑張りなさいというようなことを目的にしてやるのではないと聞いております。全体的な状況調査、そういうものが主体だと聞いてはいるわけでありませうけれども、そうであったら、少なくとも生徒に、答案用紙に一人ひとり名前を書かせるということはやめてはどうかというふうに思います。

私の質問の主要の点はそういうところでありませうけれども、学力という点でいいますと、きょうあたりの新聞を見ましても、小学校からもっと英語を教えよとか、春休みや夏休みは期間を短くしたらどうだとか、あるいは小学生でも7時間目もつくって勉強を仕込んだらどうだとか、いろんなことが言われておりますけれども、本当の学力とは何なのか。子供たちがいじめや自殺や不登校、さまざまな問題を抱えております。

先ごろ中学校の卒業式に行って、卒業生が歌を歌っていたのが印象的でありました。よくその歌詞の内容は忘れましてけれども、「世の中うそばっかし」みたいな歌詞が聞こえてきて、ああ、中学3年卒業するころになると、大人社会が矛盾だらけのことをやったりしていることについて、もう悲観的な目を持って見ているんだなあ。大人社会が襟を正さなければ、こういう若い人たちの本当の意味での生きる力といえますか、まともに生きていこうとする力、そういうことを損なってしまうんだなあということも、少し感じさせられたわけでありませう。

学力とは、今、政府や、あるいは財界などが求めるのは、英語や数学に堪能で、会社に入ったら即戦力になるような学力をつけてもらいたい、そういう意向が一方では強く働いているわけでありませうけれども、しかし複雑で多様なこの社会に対応していくためには、ここには保健体育とか職業家庭とかいうことを書きましたけれども、本当に中学校を卒業するまでに、すべての課目を本当にきちんと身につけることができますと、それは人生生きていく上での大きな糧になるものばかりでありませうけれども、今や進学の課目、進学に必要な課目に重点が絞られて、高校でもありましたように、必修科目未履修、学校ぐるみでやっている。それが当然化しているような教育の風潮、これは大変間違っているというふうに私は思わざるを得ませう。そういう意味では、きっちりと生徒に身につけてもらわなければならないのは、すべての課目

でもあります。今度の統一学力テストは、そういう視点からすれば、生徒一人ひとりが学校に、あなたは何番目だよと、その結果をもって頑張れというようなことにすべきではないというふうに思います。御所見を伺います。

3番目は、学校及び保育園給食の充実という問題であります。

地元でとれた米や野菜を給食に取り入れる、いわゆる地産地消については、ようやく全国的な流れになってまいりました。文科省もこれをどんどんと進めようということで、今、そういう方針で指示も出されているというふうに聞いているところであります。

学校給食運営委員会に長く在籍をさせていただきました。この間、勉強させていただいたのは、一般質問を一番最初に言われました河合唯敏議員が学校給食運営委員会の委員長、この間ずっと務められてまいりました。もっともっと地元の農家や、あるいは教育委員会だけではなく、農業部門に携わっている職員の協力も仰ぎながら、この学校給食などに対する地産地消を進めたいもんだと常々言っておられました。

その中で、これは河合議員の受け売りでありますけれども、学校給食に青野菜や芋類や、地元でとれた農産物をもっと利用するということになると、1日に相当量、いわゆる大量のものが必要になります。それは大口町の今の体制や現状からして、即そういうものが賄えるかといいますと、なかなか難しい。今、例えばブロッコリー、あるいはナス、大口町の大豆からつくった豆腐、いろんな地産地消、米もそうですが、やっておりますけれども、収穫をしてすぐにしおれてしまうような青野菜ですとか、あるいは、あまり日にちを置かないで食べさせた方がおいしい里芋ですとか、そういうものを学校給食にどんどんと取り入れようということになりますと、何日間か運び込んでストックする必要があると。そのためには冷温倉庫、こういうものをつくっていただきたいんだということを学校給食運営委員会でも何度か河合委員長は発言をしておられました。それがなかなか現実のものとなっておりませんので、ぜひ、この冷温倉庫について御検討願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、先ほど申しましたように、2番目に、文科省も給食への地産地消の導入率の目標、たしか30%ぐらいというふうに記憶をしておりますが、パーセンテージも示して指針をつくっておるところであります。町としても、この地産地消を年限を切った目標値を持って、さらに積極的に推進をすべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

3番目には、保育園給食の地産地消の導入の問題であります。

最初に、北保育園でこれが進められました。地元の議員や、農家の皆さんや、多くの皆さんの御協力、当時の保育園関係者の皆さんの御努力によって、北保育園でも地産地消の導入が進められて、これについては大変高い評価を受けてきたというふうに聞いているところであります。これを、北保育園だけではなく西保育園など全園に拡大していく必要があるだろうという

ふうと思うわけでありませけれども、これは保育部門だけに任せておいてはできないわけでありませ。ぜひ、産業農業関係の職員の皆さんを初め、さまざまな皆さんが協働して進めなければ、これは進まない問題ではないかなあというふうに思ひませ。大口町の役場内でもそういう関係部門の皆さんが協力・協働して、すべての保育園での地産地消、こうしたものを進めていくための協働研究・調査、そして推進をぜひ図っていただひきたいと思ひませ。

学校や保育園でそういうことを進めていくことは、地元の農家の皆さんに対する励ましにもなひませ。同時に、今、食生活が大いに乱れている、問題が大変多い、子供のときから成人病の疑ひのある子供がふえている、こんなことで、食育ということも大変強調されている時代でありませし、平成20年から、体質や遺伝的な要素もありませけれども、糖尿病など、成人病がどんどんとふえてきている。これを抑制して抑えなければ医療費の増大も避けられないというこゝで、厚生労働省の方も、平成20年から新たな対策も強化をするということも既に表明されているこゝ所でありませ。食育、これは健康維持していくためにも極めて重要な、最近の時代状況の中では、重要な施策でありませ。その食育の一つの先端を行くのが、学校や保育園給食のあり方だと思ひませ。そういう部門からの、そういう意味での発祥を大いに積極的に強めていただくこゝと並行しながら、学校及び保育園給食の充実を図っていただひきたいと思ひませが、いかがでしょう。

4番目は、資源物の常時回収の積極的な推進についてでありませ。

さつきヶ丘は、既に不燃物の収集をやっていた民有地について、町の配慮で町有地にしていただひませ。新年度予算でも、上小口などについて、そういう場所を町が買収をして確保するということでありませ。感謝を申し上げる次第でありませけれども、住民の皆さんの、いわゆるごみと言われるものの中に資源がいっぱいある、これを分別、リサイクルして、そして焼却ごみを減らしたい、ダイオキシンを減らしたい、有害物質を減らしたい、そしてごみ焼却場周辺の皆さんの御心配などに対して、緩和できるように努力をしたい、そういう意識は非常に高まっているわけでありませ。その高まりが高じて、いろいろと油やいろんなものが十分に洗われない容器やビニール類がプラスチック類などとして分別をされてきて、それが数日間ストックされている間においが発生をしたりして、事実上、それらは分別されるものの焼却ごみに回されるといふようなこゝも間々あるわけでありませけれども、それもこれも、住民の皆さんのごみは分別をして焼却に回さない、回してはならないという意識の高揚のあらわれであるうというふうに思ひませ。

いずれにしても、今、大口町の常時回収を地域的にやっているのは、河北地区で一部やらせられるわけでありませ。そのほかに町としてリサイクルセンターを持っているわけでありませけれども、いずれにしても、全町的にこうした資源ごみの常時回収場所を積極的に確保する

と同時に、確保したところについては積極的に常時回収の成果が上がるような指導、あるいは地元住民との協力・協働によって成果をきちんと上げていただく必要があると思います。そういう意味で、この常時回収場所の新たな取得と並行しながら、その成果を上げるための積極的な企画立案、あるいは住民へのアピール、協力・協働、そうしたことについての考え方を確立していただく必要があるだろうというふうに思います。そのことについての御所見も伺っておきたいと思います。以上です。

副議長（柘植 満君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、田中議員の御質問にお答えを
してまいります。

全国学力テストにつきましては後ほど教育長から、北保育園の給食については私からお答えをさせていただきます、その他は教育部長より、国民健康保険の減免制度、また資源物の常時回収につきましては健康福祉部長、環境建設部長より回答をさせていただきますので、よろしくお
願いをいたします。

現在、保育園では食育をテーマに、園児やその保護者に対し、さまざまな取り組みを実践いたして
おります。中でも、議員御指摘の北保育園における地元農産物による地産地消の取り組みは、平成14年度より始めて以来、平成17年度では年間約 100万円の実績を上げるまでになって
おります。現在、地場の野菜類としては全体の約50%を占める状況であります。

「地産地消」という言葉には、単に地元でとれた野菜、農産物を地元で消費するという意味
のほかに、人が地域を支えていくという郷土愛があってこそ成り立つという意味があるように
思います。その点で、顔が見え、話ができる活動が園児や生産者と交流につながり、食育活動
に寄与しているものと考えております。

園児は、やがて小学校、中学校と順に成長していきます。全町農業公園構想の理念にもあり
ますように、子供が成長していく上で必要なことは、食の安全、安心して食べられる仕組みづ
くりのほか、生産者への感謝の気持ちであると考えております。現在の北保育園での取り組み
を全保育園に拡大してはどうかと御提案をいただきましたが、保育園における地産地消を発展
させるためには、季節感のある多品種の新鮮な野菜を必要なときに見合っただけ継続的に確保
ができる供給体制と、各園への配送できる仕組みを構築することが必要になると考えておりま
す。したがって、活動を支えている生産者や栄養士、さらには行政などが一つになること
と、一人でも多くの理解者を発掘していくことにより、保育園における地産地消の拡大を図っ
てまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げまして、1回目の答弁とさせてい
ただきます。

副議長（柘植 満君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 田中一成議員の2番目の質問、全国学力・学習状況調査にかかわる御質問にお答えをしてみたいと思います。

議員御案内のとおり、今回の全国学力・学習状況調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育の結果を検証し改善を図ることと、各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関連においてみずからの教育の結果を把握し改善を図ることと、文部科学省は説明をしているところでございます。

実施方法といたしましては、小学校6年生、中学校3年生において、国語、算数、数学の身につけておかなければならない知識にかかわる調査A、それらの知識を実生活に活用する力Bに加え、学習生活にかかわる質問の三つの調査が行われることになっております。詳細につきましては、実施マニュアルに基づき、全国一斉に調査が行われる予定であります。

また、学力検査の結果につきましては、国全体、各都道府県、地域の規模別における調査結果の公表を国が行っていきます。また、各教育委員会、学校等にはおのおのの調査結果が提供されますので、その結果を踏まえ、学習到達状況や学力分布の状況を分析し、改善のための手だてを講じていくこととなります。

児童・生徒に対しましては、回答用紙は返却をされませんが、学校を通じて設問ごとの正答や誤答の状況がわかる個票が返却をされます。この個票をもとにして、児童・生徒はどこに力を入れて学習するとよいかを考えたり、学校は個に応じたきめ細やかな指導の展開を進めたりすることとなります。

学力検査の結果が個票として確実に間違いなく個人のもとに届くためにも、児童・生徒による氏名の記入は欠かせないものだと考えております。議員御心配いただいておりますように、学力検査が進学や就職のために限定した学習に偏った教育、あるいはいたずらに競争をあおったり序列化につながるような教育にしていかなければいけないと。教育委員会としても十分に注意をし、遺漏のないよう実施をしてみたいと考えております。どうぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

副議長（柘植 満君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） それでは、田中議員の学校給食の充実について、お答えをさせていただきます。

地産地消は、学校給食において、子供たちが食育を学ぶ生きた教材として大変重要なことと認識をしております。大口町学校給食センターでは、平成13年度から関係機関や団体の御協力により、ナス、キャベツ、ブロッコリー、白菜、枝豆等、とれたてのしゅんの地産野菜、また米、大豆等を学校給食の食材に取り入れてまいりました。しかし、議員御指摘のとおり、学校

給食をつくる共同調理場では、一度に大量の食材を必要といたします。私どもの学校給食センターでも、献立によってばらつきがありますが、ジャガイモが多い日で 200キログラム、タマネギも 150キログラムを超える場合がございます。年間を通して使用する量も、例えば平成18年度実績で、ジャガイモが約5トン、タマネギが7.9トンと、大量でございます。学校給食で地産地消を進めていくには、これらの一部でも供給をしていただける生産者の発掘と、安全・的確に供給していただける仕組みをつくらなければならないと考えております。幸い本町には、北保育園において、この仕組みづくりに成功しているすばらしい例がございます。大量の地産野菜を保管する冷温倉庫をセンターに設置するには、衛生管理基準の制約がございます。北保育園における仕組みづくりの成功例を勉強し、また参考にしながら、その仕組みの中で冷温倉庫が利用できないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、給食への地元産の導入目標についてでございます。

議員御案内のとおり、平成18年3月末に、食育基本法に基づき、食育推進会議において国の食育推進計画が決定され、11月には、「あいち食育いきいきプラン」と題し、愛知県食育推進計画が策定されました。これには、学校給食における地場産物を使用する目標値と年限が掲げられています。本町においても、先ほど述べましたとおり、地産地消の取り組みは以前から行ってまいりまして、さらに発展していきたいと考えております。

大変ありがたいことに、給食の主食でありますお米につきましては、大口町で必要とする米の量が約300俵に対し、JA愛知北管内では、大口町産米のお米が使われた量が約1,100俵でございます。既に本町学校給食では大口町産米のお米がほとんど使われており、給食の主食に関していえば、近隣市町に比べ地産地消が進んでおります。しかし、議員御指摘の地元産の導入率の目標を掲げ、年限を切って積極的に進めてはどうかという点につきましては、今後、農政の担当課であります環境経済課と横の連携を深めながら進める体制づくりを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、質問の答弁とさせていただきます。

副議長（柘植 満君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、田中議員の国民健康保険の減免制度の充実についての御質問にお答えしてまいります。

国民健康保険の減免制度充実について、5点にわたり御質問をいただきました。

まず初めに、滞納者の年代、職種、生活困窮についてお答えいたします。

滞納者の年齢階層別では、30歳未満が4.1%、30代が16%、40代が16.9%、50代が29.5%、60代が25.9%、70歳以上が7.6%となっております。

職種につきましては、給与所得世帯が49.3%、物品販売が0.6%、建設業が9.3%、飲食業

が 4.4%、サービス業が 2.9%、製造業が 2.9%、農林水産業が 0.3%、その他の自営業が 7.6%、さらにその他が22.7%となっております。

また、生活困窮の状況につきましては、前回の12月議会にお示した所得階層別分類表のとおりでございます。

次に滞納者の完納率につきましては、1年間で約8%程度になると思われております。

3点目の御質問の、国庫支出金の負担率を段階的にもとに戻すことにつきましては、国に対して町村会等通じて要望いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目の御質問でございますが、愛知県の支出金はどうなっているか、独自の補助金はないかとのことでございますが、県の補助金には、財政調整交付金と国民健康保険事業費補助金に分かれます。財政調整交付金には、普通調整交付金と特別調整交付金がございます。普通調整交付金は、国の定率補助の減額分について交付するものであり、その割合は、医療給付費等総額に対し、平成17年度は4%、平成18年度は6%でありました。また、特別調整交付金は県独自に基準を設けて交付するもので、平成17年度の特別調整交付金は、レセプト点検、収納率の確保向上、応益保険料の基盤整備、被保険者健康増進、広域化推進支援、医療費所得県内調整の6項目に対して交付されております。

大口町は、そのうちレセプト点検、被保険者健康増進、そして医療費所得県内調整の3項目に対し、1,190万9,000円の交付を受けております。また、国民健康保険事業費補助金は愛知県が行っております福祉医療の波及分の補助で、平成17年度は123万2,000円の交付を受けております。

最後に、減免制度の拡充についてであります。

国民健康保険の制度は、相互扶助の精神により医療費の負担に対応した互助的な制度であります。このことから、適正かつ公平な保険税の負担により健全な保険財政の基盤づくりが大切であります。こうしたことから、安易な減免は働く方の勤労意欲さえなくすおそれがあり、現行の減免制度のさらなる充実についての考えは、現在のところございません。

副議長（柘植 満君） 環境建設部長。

環境建設部長（山田三夫君） それでは、田中議員さんの4番目の、常時回収の積極的な推進についての御質問にお答えさせていただきます。

資源物の分別には一定のルールがあり、資源として再利用するためには、町民の皆様、このルールに沿った分別を行っていただくことがもっとも重要であります。幸いに、本町には古くから地域が主体となった資源物の分別回収が行われてきた歴史があり、町民の分別回収意識は非常に高いものであると実感しております。

1市2町のごみ焼却場を抱える町として、あるいは焼却ごみ減量20%を目指した2年目の目標として、河北地区の住民参加型で定着した資源物の常時回収や、資源リサイクルセンターによる資源物常時回収により焼却ごみの減量を実証されたことから、今後は資源物をいつでも出すことができる常時回収について、住民参加を主体とした仕組みづくりを検討してまいります。そのため平成19年度には、こうした常時回収を主体とした取り組みを重点に、モデルケースとして、布類、段ボール、雑紙、新聞紙、容器包装プラスチック類の常時回収ができる場所を1ヵ所新設し、地域での運用方法を検討するとともに、随時設置を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、焼却ごみ減量20%を達成するためには、住民一人ひとりが協力なくしてはできないものであります。今後とも、広報を通じてごみ減量をアピールしてまいりたいと考えております。

以上で、1回目の回答とさせていただきます。

(2番議員挙手)

副議長(柘植 満君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 今度の一般質問は、あまり難しい町全体の懸案事項になっているものは避けて、具体的で、簡単に回答がしていただけるものに絞ったんですが、回答はいいですけども、もう少しつけ加えてだけ私の言い分を言っておきたいと思います。

国民健康保険制度については、今御説明もありましたように、随分と昔と違う階層の方たちがいっぱい入ってきているというのが、今の御説明でもよくわかります。全体の半分は給与所得者ですからね。この中には、随分多くのパート、アルバイト、あるいは派遣、請負、そういう類の人たちが大量に国保制度に入ってきているというふうに思いますし、滞納世帯も、若い人、40代までの人を合わせても3分の1以上が40代以下、50代を入れると約50代以下の人が6割を占める。働き盛りで、なお納めることができない。これは私ども日本共産党に言わせると、福祉国家を展望する政治から町長に言わせれば、国家の体制や考え方が変わったんだということで、格差と貧困の広がりが、こういう国保行政の中にも、数字的にも如実にあらわれている。私ども日本共産党は、今こそ憲法の理念に立った、すべての国民に必要な最低限の文化的で健康な生活を保障されるべき、これが国と地方自治体の最大の、今、課題であるということを指摘をしておきたいと思います。

全国一斉学力テストについては、子供たちや学校にあなたの順位はどうですよということを示唆するのは目的ではないと、教育長もおっしゃいました。また、正解については、それぞれの子供たちに模範解答を見せるということですから、自分の回答と模範解答を比べてみれば、自分はどの程度正解率があったのかということは既に判明をするわけであります。私は、

順位をつけられる、順位をつけて叱咤激励をするというのが目的ではない、状況調査ということが主要の目的であるとすれば、子供たちに、自分はどのぐらいの回答ができたんだということの自覚さえ持ってもらえれば、それで全国学力調査の目的は達せられるべきものだというふうに思います。それを、回答を個々に返さなければならないということで記名をしてもらわなければならないんだというのは、学力統一テストの主要な目的から外れている。実は主要な目的は競争をあおるところにあるという、そのわなにはまってしまう。少なくとも、生徒一人ひとりが自分の名前を答案用紙に書かなくてもいいように、さらに検討されることを望みたいと思います。

学校や保育園給食の問題であります。

保育園給食をさらに全園にということであるけれども、その供給体制や搬送体制については、一人でも多くの理解者をということで、町長の御答弁がございました。早急にこれは教育委員会、あるいはこども課、保育園関係者、同時に産業部門の皆さん、まずこの大口の役場内でこれを進めるにはどうしたらいいのかということについての共同のテーブルに着いていただいて、ぜひ進める必要がある、進める意義があると言われるんでありましたら、縦線がグループになって、そして、この保育園と学校給食の地産地消をさらに進められるように、ぜひ積極的に動いていただきたいということを望んでおきたいと思います。

4番目の、資源物の常時回収の積極的な推進についてであります。

ごみの減量・分別、そういうことについては、何度かそれぞれの区にも出向いていただきまして、職員の皆さんから説明会をしていただきました。非常に積極的な姿勢で評価をしたいと思いますけれども、しかし、こういうモデルケース、これを成功させることによって、さらに全町的にごみの徹底した分別、こういうことをやる可能性が開けてくるわけありますので、職員の皆さんがよく勉強していただいて、そしてこういうモデルケースとなるところに、その区民全体じゃなくても、役員の皆さんとか、大いに関心がある皆さん、そういう皆さんに10人でも20人でも集まっていたら、ひざを突き合わせてディスカッションし合う。どうしたらいいだろう、そういうところから始めて出発していただく。一宮とか江南とかいろんなところに聞きますと、よくいろんな部門で、5人とか10人程度のグループでも、住民の皆さんが、こういう問題について役場と話し合いをしたい、あるいは教えてほしい、説明をしてほしい。こういうことを要請すると役場の担当職員が喜んで出てきていただいて、住民との交流の場を持つ。つまり出前講座、そういうのを一生懸命やっております。大変好評です。共産党の議員などが出前講座を住民と一緒に受けて勉強になったと言っているぐらいですから、大変ためになるんですね。行政が思惑としているところを、そういうことに大いに協力・協働していける可能性のある住民の皆さんはいっぱいいるわけですが、要はその接点をどこに求めている

くかということについては、福祉の分野だろうがごみの分野だろうが全部そうですが、やっぱり出前講座、こういうものを町の中できちんと位置づけて、住民の皆さんから、こういうことについて説明をしていただきたい、こういうことについて懇談をしたいというような要請があれば、すべての部門の皆さんが積極的に地域住民の中に入っていくということが、私は住民参加、あるいは行政が期待する住民像のあり方と、いろいろと口で言うだけではなく、じかに接することによって、そういうことが促進されるんだろうというふうに思います。ぜひ、このごみの常時回収の問題についても、そういう視点で、まずさつきヶ丘に、そして上小口に出向いて、いいモデルケースを相互理解を深めてぜひつくっていただきたいし、それは福祉の分野でも、教育の分野でも、保育の分野でも、全部そうだと思います。そういうことをお願いして、御回答はよろしいです。これで終わりたいと思います。

散会の宣告

副議長（柘植 満君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす16日は本会議を開催し、一般質問を予定しておりましたが、本日で終了しましたので休会とし、3月22日木曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

（午後 2時35分）

